

令和2年第2回京丹波町議会臨時会

令和2年5月1日（金）

開 会 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第50号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第51号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第52号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第53号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第54号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）

第 9 議案第55号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第10 発議第 1号 新型コロナウイルス感染症への最大限の対策・取組強化を求める決議

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 岩 田 恵 一 君

2番 野 口 正 利 君

3番 谷 口 勝 巳 君

4番 隅 山 卓 夫 君

5番 村 山 良 夫 君

6番 坂 本 美智代 君

7番 鈴木利明君
8番 西山芳明君
9番 北尾潤君
10番 山下靖夫君
11番 東まさ子君
12番 山田均君
13番 谷山眞智子君
14番 篠塚信太郎君
15番 森田幸子君
16番 梅原好範君

4 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（10名）

町 長 太田昇君
副町長 谷俊明君
参事 中尾達也君
参事 山森英二君
企画財政課長 松山征義君
総務課長 長澤誠君
税務課長 豊嶋浩史君
住民課長 久木寿一君
保健福祉課長 岡本明美君
にぎわい創生課長 栗林英治君

5 出席事務局職員（2名）

議会事務局長 藤田正則
書記 山口知哉

開議 午前9時00分

○議長（梅原好範君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密、密集、密接、密閉をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者はマスク着用としております。また、議場内の換気を行うため、カーテンを開け、窓を常時少し開けた状態にしております。ほかにも、会議の休憩を小まめにとり、休憩中に議場内の全体空気換気をさせていただきます。加えて、議場入室前に、検温を実施しまして、出席者の体調管理に努めさせていただいております。また、傍聴席におきましては、傍聴席を1席ずつ空けて着席いただくようにしており、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、本日の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を少しでも回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、本日の議案に対して簡潔明瞭な質疑、応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、今一度、皆様方にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番議員・鈴木利明君、8番議員・西山芳明君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第50号ほか5件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

4月28日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

本日、本会議終了後、全議員協議会を開催しますので、議員の皆様には大変ご苦勞様ですが、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第50号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第9、議案第55号 令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第50号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第9、議案第55号 令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年第2回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまことにありがとうございます。

現在、国においては「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、また昨日には、特別定額給付金に必要な費用などを盛り込んだ補正予算案が成立したところであります。また、京都府においても同様に、各種対策について、このほど予算措置が講じられたところであります。

本町におきましても、給付事務を迅速に進めるため、特別定額給付金対策室を設け職員を配置し、準備を進めているところであります。今後、事務処理に万全を期すとともに、速やかな給付に努めてまいりますので、町民の皆様をはじめ、議員各位にはご理解とご協力をよろしく願いいたします。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第50号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第51号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例において、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る傷病手当金が規定されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第52号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る傷病手当金支給のため、所要の改正を行うものであります。

議案第53号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第54号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補正前の額122億4,000万円に、今回14億2,990万円を追加し、補正後の額を136億6,990万円とすることをお願いしております。新型コロナウイルス感染症対策として、国及び京都府において予算措置が講じられた各種施策の実施に伴い、本町における必要な事業について補正をお願いするものであります。

はじめに、総務費では特別定額給付金給付事業といたしまして、14億250万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症拡大に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、町民1人当たり10万円の給付を行うこととし、給付費及び事務費の計上をお願いするものであります。

次に民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業といたしまして、1,250万円を計上いたしております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組として、児童手当の受給者に対して、対象児童1人につき1万円の給付を行うこととし、給付費及び事務費の計上をお願いするものであります。

次に商工費では、休業要請対象事業者支援給付金支給事業といたしまして1,490万円を計上しております。京都府において、新型コロナウイルス感染症の緊急事業者支援として、休業要請にご協力いただいた中小企業や個人事業主に対する給付事業の予算措置が講じられたところであります。本町におきましても、京都府と同額の、中小企業には20万円、また個人事業主には10万円の支援を行うものとすることから、必要となる支援給付金の計上をお願いするものであります。

次に歳入では、歳出に計上しております補正額と同額を、それぞれ国庫支出金に計上いたしております。

まず総務費国庫補助金には、特別定額給付金給付事業の財源として、事業費及び事務費補助金合わせて14億250万円を計上するとともに、休業要請対象事業者支援給付金支給事業の財源として、地方創生臨時交付金1,490万円を計上しております。

次に民生費国庫補助金では、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の財源として、事業費及び事務費補助金合わせて1,250万円を計上いたしております。

以上、一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第55号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補正前の額17億9,630万円に、今回120万円を追加し、補正後の額を17億9,750万円とすることをお願いしております。

国の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策により、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に対する傷病手当金全額について、国が特例的に財政的支援を行うこととされたところであります。これに伴い、本町において傷病手当金を支給するため、府支出金を財源として、傷病手当金120万円を計上しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。説明は、議案番号順にお願いします。

久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第50号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定されました。その中で、感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の免除等を行うとされたところであります。今回の改正は、国の対策に基づき、本町国民健康保険税の減免を行うことができるようにするものでございます。

改正内容は、1枚めくっていただきまして新旧対照表により説明いたします。

まず、第25条第1項で、必要があると認める者に対しては保険税を減免することができる」と規定しておりますが、町税減免の基準の次に、又はその他町長が定める基準を追加するものであります。これによりまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税について、国の緊急経済対策及び国が示す財政支援の算

定基準に基づき定めます減免基準によりまして保険税の減免を行うことができるようにするものでございます。

次に第2項では、減免申請期限を納期限前7日までと規定しております。新型コロナウイルス感染症に係る減免対象となる保険税は、令和元年度分及び2年度分でありまして、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されているものとなります。したがって、このただし書きを追加することにより、さかのぼって減免を適用する場合や、感染等により申請が遅れるという特別な場合に対応できるようにするものであります。

続きまして、議案第51号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が本日付で施行され、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して支給する傷病手当金が規定されます。これに伴いまして、第2条に規定している、町が行う後期高齢者医療に関する事務に申請書の受付事務を加えまして、対応するものであります。

続きまして、議案第52号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。令和2年3月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾が決定されました。その中で、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとの記載が盛り込まれたところであります。今回の改正は、国の対策を踏まえ、それに係ります傷病手当金の支給についての規定を追加するものであります。

それでは、1枚めくっていただきまして、改正文により説明いたします。今回の傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に限った臨時的、特例的な措置であることから、附則で規定することとします。附則第6項は傷病手当金の支給について規定しています。以下、手当金と申します。給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり感染が疑われたときは、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、手当金を支給するものであります。

次に、第7項は手当金の額の規定です。直近の継続した3カ月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する金額が、1日当たりの手当金の額となりま

す。なお、ただし書きで上限を規定しています。

次に、第8項では、手当金の支給期間を支給を始めた日から最長1年6カ月と規定しています。

次からは、手当金と給与等の調整についての規定でございます。第9項は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、またはその疑いがある場合において給与等の全額または一部を受け取ることができるものに対してはその期間は手当金を支給しないというものでございます。なお、ただし書きで、その受け取ることができる給与等の額が第7項により算定される額より少ないときは、その差額を手当金として支給すると規定しております。

第10項につきましては、第9項に規定する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、受け取ることができるはずであった給与等の全部または一部につき、その全額を受け取ることができなかつたときは手当金の全額、その一部を受け取ることができなかつた場合にその受けた金額が手当金より少ないときはその差額を支給するというものであります。なお、第9項のただし書きの規定により、差額の手当金の支給を受けたときは、その額を控除して支給することとしています。

第11項では、第10項の規定により町が支給した金額は、本来は当該被保険者を雇用する事業所の事業主が支払う給料等であったことから、その金額を事業主から徴収すると規定しております。

最後に、附則の第2項ですが、適用期間の規定で、規則で定める日とありますけども、これは別途規則で、令和2年9月30日と定めることとしております。

以上、補足説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 議案第53号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

介護保険料につきましては、特別な理由がある被保険者に対し保険料の減免等ができることとされており、本町におきましては、本条例第9条において要件等を定めているところでございます。今回の改正につきましては、国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入や給与収入等が減少した第1号被保険者の介護保険料の減免に関し、すでに定められている減免申請書の提出期限について、特例を設けるものでございます。

それでは1枚めくっていただき、新旧対照表をご覧ください。現在第9条第2項において、保険料の減免を申請される場合は、納付書や口座振替で納付いただきます普通徴収の方につきましては納期限前7日までに、また、年金からの天引きで納付いただきます特別徴収の方

につきましては、年金給付月の前前月15日までに、減免に係る申請書等を提出いただく必要がある旨を規定させていただいておりますが、当該申請期限内に新型コロナウイルス感染症に罹患された場合など、申請書等の提出が著しく困難であった場合においても減免ができるよう、同項にただし書きを設けさせていただくものでございます。なお、今回の新型コロナウイルス感染症による減免の対象となる保険料は、令和2年2月1日以降の令和元年度分及び令和2年度分の保険料とされております。またあわせて、今申し上げました普通徴収の場合による申請期限の文言について、修正を行い、整理をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 議案第54号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。事項別明細書の4ページ以降の歳出からお願いいたします。

初めに4ページ、2款 総務費、1項 総務管理費、14目 特別定額給付金給付事業費につきましては、特別定額給付金給付事業として14億250万円の計上をお願いするものであります。給付対象者は、国の定める基準日である令和2年4月27日において、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とされ、給付金の申請及び受給者は、その者の属する世帯の世帯主となります。各費目の計上といたしましては、本町における給付金の算定基礎となる対象者数を1万3,825人と見込み、1人当たり10万円の給付として、18節 負担金補助及び交付金に特別定額給付金として13億8,250万円を計上いたしております。また、事務費といたしまして、総額2,000万円を計上しております。主な内訳といたしましては、給付金事務に係る職員の時間外手当等の人件費を初め、業務に必要なシステム改修に係る経費、また申請書の発送に係る各種経費など、それぞれ見込みを立て、想定される項目に所要の額を計上させていただいております。なお本事業に係る財源につきましては、給付費及び事務費の全額について、国庫補助を受けることとなります。

次に5ページの、3款 民生費、2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費では、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業として、1,250万円の計上をお願いするものであります。給付対象者は令和2年4月分及び3月分の児童手当受給者とされ、対象児童は令和2年3月31日までに生まれた児童手当支給対象者及び3月に中学生であった者としております。各費目の計上といたしましては、本町における給付金の算定基礎となる対象者数を1,187人と見込み、1人当たり1万円の給付として、18節 負担金補助及び交付金に子育て世

帯への臨時特別給付金として1, 187万円を計上しております。合わせて事務費といたしまして、総額63万円を計上いたしております。主な内訳としましては、給付金事務に係る職員の時間外手当を初め、業務に必要な各種経費などについて、それぞれ見込みを立て、想定される項目に所要の額を計上いたしております。本事業に係る財源につきましても、給付費及び事務費の全額について国庫補助を受けることとなります。

同じく5ページの7款 商工費、1項 商工費、2目 商工振興費では、休業要請対象事業者支援給付金支給事業として1, 490万円の計上をお願いするものであります。具体的には、休業要請にご協力いただいた中小企業及び個人事業主を対象として、中小企業には20万円、また個人事業主には10万円をそれぞれ給付し、給付の対象は、京都府要請後、5月6日まで連続して休業した中小企業及び個人事業主となり、本町における対象施設数については、中小企業施設を36施設、個人事業主の施設を77施設と見込んでおります。財源につきましては、国から交付されます地方創生臨時交付金を予定いたしております。

戻っていただきまして、事項別明細書の3ページの歳入をお願いいたします。初めに16款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金では、特別定額給付金給付事業費補助金として13億8, 250万円を、また事務費補助金として2, 000万円を計上いたしております。いずれも特別定額給付金給付事業に充当するものであります。

同じく地方創生臨時交付金として1, 490万円を計上いたしております。休業要請対象事業者支援給付金支給事業に充当するものであります。

次に2目 民生費国庫補助金では、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費補助金として1, 187万円を、また事務費補助金として63万円を計上いたしております。いずれも子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に充当するものであります。

以上、議案第54号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第55号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての補足説明を申し上げます。今回の補正につきましては、議案第52号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例に関連する傷病手当金関係経費を計上するものであります。

まず初めに、最終ページ、事項別明細書4ページ、歳出をお願いいたします。2款 保健給付費に7項1目 傷病手当金を新設し、120万円を計上しております。この手当金の額は、被保険者のうち、給与所得者の平均給与収入額から1月当たりの平均手当金を6万円と

し、手当金の対象となる被保険者を10人、手当の期間を2カ月と想定して算出しております。

1ページ戻っていただきまして、3ページの歳入でございます。傷病手当金の全額について国が財政支援を行うとされ、京都府を経由する特別調整交付金として120万円を計上しております。

以上、誠に簡単ですが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、報告のとおりであります。これより議案第50号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） お尋ねをしたいと思うんですけども、新旧対照表で、今回減免の関係で改正条例というのは、町税の減免の基準の後に、又はその他町長が定める基準ということになるとるんですが、これを挿入することによって今回のコロナウイルスに関する減免に対応できると、こういうことだと思うんですが、この町長が定める基準というのはどういう内容なのか、伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 減免基準の内容でございますが、国が示します新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる市町村保険者の国民健康保険料・税の減免に関する財政支援の算定基準というものが示されておまして、それに基づいて定めることといたしております。概要の通知はございましたけども、今後、詳細通知等を基に、定めることとしたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 詳細はこれからということかもしれませんが、当然条例制定しとるわけですから、町長が定める基準というのはこういうもんだということを示してもらわんと、コロナに関連して減免を認めようということなんで、現時点でこういう基準だということ当然示してもらわんと、審議の対象にならへんと思うんですけども、もちろん細かいことはまた通知が来るとは思いますが、一定国が基準を示しておるとは思うんですね。当然こういう基準なんだと、それに基づいて本町としても実施したいということであれば、当然その内容を説明するということは当然だと思うんですけども、あわせてその点伺っておきたいというように思います。

あわせて、国の基準の中に、4方式を採用している市町村の場合には固定資産税の減免を実施した場合には、保険税の資産割の減少分についても国がちゃんと見ますよと、交付税の対象にするということも示しておると思うんですけども、それも含めて、町としての考え方、改めてもう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 先ほどの概要のことをごさすけども、大まかなところをごさすけども説明させていただきます。基本的なところをごさしまして、減少する収入区分に係ります保険税を算出しまして、減免対象保険税額を算出します。前年の合計所得金額に応じた表を用いまして、この割合を対象税額に乘じまして、減免額を算定するという流れになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 先ほど課税方式、4方式を採用している資産割の件につきましても、その減収分について交付対象とすることとしております。国の基準に従いまして、本町においても資産割の減収分についても対象とすることによって定める予定でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今回提案になっております「町長が定める基準」というのは、一応国が示しておる基準を見とると、収入に対して例えば10分の3になったとか、一定の基準があるんですね。これを見た場合に、実際に感染症に、本町の場合まだかかった方はないわけでございますので、実際の算定はできないわけでありまして、そういうことを踏まえて、しっかりその内容を示してもらいように準備をしてもらわんと、例えばそういうことを相談を受けた場合に、何も私どもとしては説明もできないということになりますので、その点は強く申し上げておきたいというように思います。

それから、4方式を採用している市町村、本町は4方式を採用してとるんですけども、固定資産税の減免の関係は、固定資産税の減免を収入が激減したという世帯に対して対象としますよと、今回のコロナの関係で、そういうことを示していただいて、そして申請があればそれを認めて、それによって国保税についてもその資産割の分が減るということになるんで、その分補填しますよということを国が言うわけなんですけども、この固定資産税の減免というのは、本町としてはそういう収入が激減したという方については、今回のコロナの関連で、そういうことをきっちりやりますよと、南丹市なんかはホームページでこういうことも示しておりますが、本町ではそういう考え方なのか、あわせてこの関連で伺っておきたい

と思います。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 固定資産税の減免につきましては、税条例等減免規則というのがございまして、こちらのほうに当てはめまして、減免をしていくという形になっております。これにつきましても、今まで通りの形となっておりますけども、生活保護の世帯とか公用に直接に使用される固定資産とか、災害等によりまして価値を減じた固定資産につきまして減免するという形になっておりますので、このあたりにつきましては、何らかの広報をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今、固定資産税の減免ということで、町税の減免というか、国の緊急経済対策のうちの税の減免措置に関する内容というのは、どういうふうになっているのか、お聞きをしときたいと思います。固定資産税は、減免するというので、今ここにありますが、他の収入に対する町税とかそういうものも含めた減免の措置が、国の方ではとられているのか、お聞きをしておきたいと思います。固定資産税だけなのか。

それと、国保税であります、保険税を払うことによって、国保証ですか、これが手元に渡ってくるわけでありますが、いろんな事情などにより手元に渡っていない、庁舎の中に留め置かれている保険証が3月の予算の時にもあったわけでありますが、そういう方たちへの保険証というのは、すべて無条件に手元に渡っているのか、お聞きをしときたいと思います。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 固定資産税の減免につきましては、国の方からは、今特に通知等はございません。ただ、固定資産税につきまして、中小企業の収入減に対する、コロナによります影響による資産の減少とか、そういうものにつきましてあった場合には、来年度の固定資産税について、特例措置が設けられることになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 滞納者に係る短期証の関係であります、無条件で渡っているのかというご質問でしたけども、連絡をさせていただいて、弁明待ち書なり、今後の納付に関しての相談をしていただいた上で交付をすることにしておりますが、通知をいたしましても連絡がつかないとか、反応がないという方がいらっしゃいますので、すべての短期証の交付はやっていない、やっていないと言いますかできないという現状でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今回のコロナ感染症対策ということで、国の方も資格証明書であっても普通の保険証と同じそういう扱いということでやっております。そういう中で、やはり国保加入者に保険証が渡っていないということについては、郵送するとか、そういう形で無条件で郵送すべきではないかと、国のこういう対策の上からも、今回はそういうふうに、今回のそういう期間中は、そういう取り扱いをすべきではないかと思いますが、見解をお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 短期証と資格証明書の取扱いはまた異なりますが、短期証につきましては、この連絡がつかない方につきましても、今後連絡させていただいて、短期証の交付ができるように、お互い、被保険者の方も連絡をしていただいで、できるようにしていただけるよう努めたいと思っております。無条件で郵送するという事は、現時点では考えておりません。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、ただいま議題となっております議案第50号について、賛成する立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、国民健康保険税の減免を行うための条例改正であります。今回の改正は、国の緊急経済対策の具体化でありまして、住民の命と健康、暮らしを守る対策として、町民への情報提供、これを速やかに行って、対応を求めるものであります。あわせて要望として、この3月議会、それから第1回臨時会におきまして条例改正がされまして、国保税、そしてまた後期高齢者医療保険料についても値上げがされたわけであります。こういう事態でありますので、改正されたことにかかわらず、この値上げについては見送る、猶予すること、そして今質疑をいたしました、保険証については全ての被保険者に渡るようにすること、そして被保険者全てが徴収猶予で

きるように求めて、賛成討論といたします。要望も含めて、討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

議案第50号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員でございます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 議案第51号の関係でございますけども、5月1日付で広域連合で施行されたと、それに関わって本町の条例も改正するというところでございますけども、これについては、広報とかそういうことはされるのかどうか、1点伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 今回の対策に関連しまして、ホームページで広報をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 説明にありましたように、後期高齢者医療に加入されている方に対して傷病手当を支給するという改正であります。給与をもらっているということで、被用者というのに限定されているわけではありますが、個人事業主あるいは家族の方に対する傷病手当金というのは、国のほうはどのように言っているのか。町独自でもできないのか、国の財政措置というのは全くだめなのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 今回の条例改正につきましては、京都府後期高齢者医療広域連合の条例に係りましての議案の提案でございますので、広域連合の条例におきましては、被

用者を対象とした傷病手当というふうになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、議案第51号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回、後期高齢者医療もそうですし、国民健康保険もそうですが、この保険に加入している被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、傷病手当を支給し、その支給に要した費用を全額国が財政支援するというものであります。今回のこの改正も、先ほど言いましたように、国の経済対策の具体化であります。そういった意味からは、住民の暮らし、健康を守るために速やかな対応を求めるものであります。また、先ほど質疑をいたしましたけれども、この傷病手当金については被用者だけではなく、個人事業主や家族、専従者が感染した場合にも、傷病手当が支給できるように、町独自でも拡充すること、このことも要望いたしましたして、賛成の討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

議案第51号 京丹波町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 先ほど来、傷病手当の関係で質疑もあるわけでございますけども、国民健康保険の場合については、本町が運営をしとるわけでございますので、傷病手当について、個人事業主やとか家族専従者なども感染した場合には、傷病手当が支給できるように拡充すべきだと思いますが、そういう支援をしようという考えはないのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） この傷病手当金の制度につきましては、被用者保険、給与収入のある方等につきましては、法定給付、絶対的必要給付ということになっておりますけども、国保につきましては任意の給付とされておまして、国保組合を除きまして全国市町村国保では実施されていない状況にあります。これにつきましては、国保財政の観点からもそうであると思うんですけども、あと国保の被保険者におきましては、労務に服する方は主に自営業者ということで、被用者と異なりまして疾病に伴う収入減少の形態が多様に分かれるということやら、労務不能の観点が不明確などということから、この給付を採用することに困難があるというふうに考えております。国におきましても、被用者を対象にして傷病手当ということと要請がされておることとなっておりまして、国の基準によって今回の国民健康保険条例につきましても被用者を対象にした傷病手当金の支給ということにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 国の基準に準じたらいちばん楽というか、判断もしやすいわけですけども、今回の新型コロナウイルス感染症というのは、緊急事態宣言も出されて、緊急時の状況でございます。当然、何年もするというでなしに、一時的なことだと思いますけども、そういうものに対して、やっぱり本町としても何らかの支援をしようということで、個人事業主とか家族専従者、まあ感染をした場合ですので、なければいけないわけでございますけども、もしも感染したときにはそういう処置をしようというような配慮があってもいいんじゃないかと私は思うんです。やはりそれが、町独自の町民への支援だと、支える立場から言いますと、こういう時にこそ国保が役に立ったというように言えるような考え方を持つべきだと思うんですけども、全くそういう考えはないのかどうか。あくまでも国の基準というのを通していくと、本町独自としてはそういうようなことはない、別に

そういう事業主とか家族専従者が感染されても、傷病手当を払う考えはないということなのかどうか、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 今回のこの新型コロナウイルス感染症対策のうちの国民健康保険の傷病手当制度を設けるということにつきましては、国の基準によりまして対応をしていくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

議案第52号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定ついてを、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 新旧対照表で、今回普通徴収の方法で徴収されている者について、納期限前7日までというのが、旧の場合は納期限日となっております。この違いは何なのかお伺いしたいのと、今回コロナの影響で、本町にも施設等事業所等もあるわけですが、この間、こういったコロナの影響によって利用者の影響といたしますか、利用されるのを控

える方とか、そういった施設等事業所等でお聞きされてることはないのか、現状としてお聞きしたいのと、特にヘルパーなんかは3密ということで、ほんまは接して介護等援助したいんですけどなかなかそれができないと。短時間で終わるといふ声もお聞きしておりますので、そういった影響がどの程度お聞きされているのか、それも合わせてお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 今お尋ねのありました納期限前7日までと改めさせていただいた箇所につきましては、これまでから納期限前7日と定めさせていただくべきところ、こちらの齟齬がございまして、納期限日の7日というような表現にしていたところがございます。このたびこのことが判明いたしましたので、国が示しております条例の例に基づきまして、納期限前7日までということで、表現を改めさせていただいたものでございます。

2点目にお尋ねの町内事業所のコロナの影響についてでございますけれども、今おっしゃっていただきました通り、事業所におきましても感染予防対策を徹底していただきまして、ほぼ通常通りの運営をいただいております。1カ所のみ、5月6日までの緊急事態宣言発令までは、ショートステイの新たな受け入れを控えている事業所もあるということで伺っておりますけれども、特にそのことによる影響等は出ていない状況でございます。また、ヘルパーの訪問介護等につきましても、検温等を行っていただいたり、感染症予防に徹底していただいております。通常通りの事業を行っていただいているところでございますけれども、国の方からも、必要最小限の短時間のサービス提供でありましても、ほぼ通常通りの介護報酬を算定いただくことが可能ということで、そういった緩和策の通知も出されておりますので、特に大きな影響なく、今のところは事業運営をしていただいているところでございます。

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 今お尋ねいただきました、減免の対象等基準につきましては、介護保険におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援についてということで、国のほうから基準が示されております。その中で、減免対象となられるのが、世帯の主たる生計維持者が亡くなられた、又は重篤な傷病を負った被保険者、この方につきましては全額免除ということで示されております。また、もう1つ要件がございまして、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の減少が見込まれ、このあと2つほど要件がございまして

れども、以下にも該当する被保険者ということで、今申しました収入等の減少額が前年の事業収入等の10分の3以上だった場合、加えて、事業収入等の所得以外の前年の所得が400万円以下、このいずれの条件も満たされた被保険者が対象となるということで、この2つの対象基準が示されております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

議案第53号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 二、三お聞きをしたいと思います。最初に、この申請書の送付ですけども、テレビ等マスコミ報道によりますと、4月27日の5時にすでに郵便局に投函している自治体があるようですし、聞くところによりますと、30日からすでに配布しているところとか、金融機関で借入れをして、後でその分返済する方法を採ってるとかいう、非常に工夫をされているんですけども、なぜ当町は、4月27日に発送ができなかったのか。また、いつできるのか。なぜそうなったのか。その時間の差、その点をお聞きしたいと思います。

2点目としましては、国から入ってくるのはいつごろになるか、もしも交付が遅れた場合は、財政調整基金等の取り崩しで先払いをする意思があるかどうか、お聞きしたい。

それから、ちょっとこれは関係ないんですけども、相談室の強化ということですけども、2日からですか、連休の間には一部では管理職が出て云々ということでしたけれども、どういった具体的な対策を取っておられるのか。

ホームページの、府、国、町の支援状況の資料を見ましても、もう1つわかりにくい。例えば亀岡市とか南丹市ではかなり工夫をされて、見やすくされてるんですけども、もう少しそういう工夫ができないものかどうか。

4ページで、職員の残業手当という450万円があがってるんですが、これは職員の人々が現在在宅勤務されてるんですけども、対策室を設置されるということですので、そういうことをされれば、これだけの残業手当をしなければならぬ必要はないと思うし、第一京丹波町の場合、業務がアナログの状態ですので、在宅勤務って何をしたはるんやということをお聞きしたいと、このように思います。

最後になりますけども、この新型コロナのことで今年度の予算の歳入に影響は出ないのかどうかをお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず1点目でございます。自治体によっては4月27日に発送している自治体もあるということがございますが、国のスケジュール的なものといたしまして、まずDVの被害者対応ということが1点あります。それにつきましては、DV対象者の申し出期間というもの4月24日から30日ということがございます。その間に届け出があった者、一旦府の方へ連絡して、その後市町村間の連絡期間というのが設けられておまして、それが5月1日から7日までということがございます。そちらで調整をして、二重交付がないように調整をした後、申請申込書のほうを発送するというような段取りになっております。したがって、少なくとも5月8日以降というような発送になってこようかと思っております。また本町といたしましては、送付用の封筒でありますとか、返信用の封筒につきまして、印刷屋に発注しとるわけではありますが、そちらの納期の関係もございまして、5月の連休明けというような発送の予定をしているところでございます。

また振り込みにつきましてはいつ頃かということがございます。ご案内の通り、5月1日からマイナポータルということで、マイナンバーの申請開始が始まっております。そちらにつきましては、早い方で5月1日に申し込まれるということがございますが、そういったところは直接国のほうへ行きますので、そちらのデータをいただいて、最終振り込みにいたるということがございますが、早い時期に申し込まれた方につきましては5月中の振り込みを

予定しとるところでございますが、金融機関等の調整もございまして、できる限り5月いっぱいできるようにスケジュール感をもって取り組んでいるところでございます。

それと相談室の窓口の強化ということでございますが、議員もおっしゃったように、29日から6日の連休につきましては、管理職2名、支所は1名を配置させていただきまして、給付金等に対する問い合わせ等に対応させていただきとるところでございます。平日につきましては、それぞれ職員もおりますので、質問によってその関係部署の対応を図っているということでございます。

広報の工夫ということでございますが、一定本町につきましても、さまざまな国の情報等提供させていただいているところでございます。まだ詳細については、細かく国、府の内容が決まってない部分もございまして、明確な内容にはなっていないかもしれませんが、今提供できる範囲で情報を提供させていただいておるといようなことでございます。

それと、時間外勤務でございますが、現在対策室を設けまして、そこで18名の職員によって中央公民館を拠点として、まずは発送に向かって、最終的には振り込みについて、取り組んでおるところでございます。そちらの時間外勤務手当、その中にも管理職もおりますので、そういったものを対象として時間外手当を想定して、今回時間外手当を計上させていただきとるところでございます。在宅勤務の者を、というようなことも考えられるわけでございますが、平常の各課のルーティン的な業務もございまして、18名の中にはほとんどの課からそういった対応に当たっておる者もおりますので、本来の業務も手薄になってくるということがございます。それと兼ね合わせて、在宅で勤務をする者も計画的に配置しとるところになりまして、日常業務も手薄にならないように、その辺りも各課で調整させていただきまして、在宅勤務また交付金に対する取組のこと、また通常業務に支障を来たさないということを調整して、各課取り組んでおるといことでございます。また在宅勤務で何をしているかということでございますが、現在、在宅勤務をさせていただいている者の中には、新採でありますとか、職員になって年数の浅い者等がございまして、今の業務なり、常の自分の持っている業務について、いろんな研究でありますとか勉強を家庭内でしとるといようなことで、取組をしておるところでございます。

また国からの補助金が遅れた場合ということでございますが、そういったことがないように、概算払いの手続きを進めるということで考えております。

国からのスケジュールに合わせて、取り組んでおるところでございます。したがって、先ほど申しましたように概算払い手続きを進めるということでございまして、基本は国のスケジュールに合わせて取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 遅れた理由にDVの話がありましたけども、進んでるところは、1回全部送って、後で申請のあった人にはもう1度交付して、二重になっとる分については回収するという方法で対応をしているということのようなんですけども、同じお金でしたら、1分でも1秒でも早いこと使えるということが大事ですから、そういう二重払いになるんじゃないかという懸念をするんじゃないしに、しといて、その後にそういうことで、私は世帯者が取っでもて手元に入っていないという人の事情は聴いて、その人らにはもう1度改めて交付をして、その代わりに二重にならないようにその部分は回収をするというような対策をとってるというところがあるというように聞いてますし、国もそのことを認めてるようでございますが、その点どうなのかどうか。

それから1つ非常に残念なのが、封筒の準備に時間がかかったということなんですけども、私は4月22日の日にそういうことがないように前もって準備をしといてほしい、されるべきでないかと提案してたんですけども、それを全く無視をされたのかどうか。非常に残念に思います。

振り込みは、マイナンバーのある人はまた別ですけども、平均的には5月の下旬になるようなんですけども、できるだけ早いことするという意味では後れをとったなと思うんですが、やっぱりこのことの大事さに対する認識が足らんんじゃないかと。1つの例としまして、問題を起こしておられます明石市の市長は非常に積極的に取り組んでおられる、極端に言うたらワンマン的にやっておられるのかどうか知りませんが、テレビで明石市の子育てしておられる主婦の方から、83万円、4月27日か28日に振り込みがあったようです。その方がおっしゃってるのに、今回ほど明石市に住んどってこんなよいことはなかったというように実感をしたということをおっしゃってました。やっぱりそういうことで、できるだけ早いこと安心をしてもらうという意味では、そうすべきだと思います。特に明石市の市長がおっしゃるのに、明石市の職員は今働かなかつたらいつ働くのやと、こうおっしゃってます。今の課長の話聞いてますと、在宅勤務をして職員のスキルを上げる、勉強する、そんな悠長なことを言うとする時やないと思うんですけど、町長の見解をお聞きしたい。このように思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 私のほうからお答えしたいと思います、国の様式等が示された中で、その後に当然、事前に準備できるものは準備をしてやっていたわけでありましてけども、やはり連休がある、全国一斉に注文があるということで、封筒の納期が少し遅れると

いう連絡をいただいております。いずれにしましても、1日でも早く払えるように、また正確に迅速に払えるということを念頭に、一部特殊といいますか、やり方をされてるところでありましたり、小さな村であったり早くされてるところもありますけども、そういったことで取組を進めていきたいというふうに考えておるところであります。

それと在宅勤務のことですけれども、在宅勤務に関しましては、在宅で仕事をするということの意味として、1つはBCPプランに基づきまして、役場内で感染が発生し、またそれがクラスターにならないように、そのバックアップ体制を取るということもありますので、在宅での勤務ということになっています。確かに、パソコンを家に持って帰って仕事をするというようなことは個人情報漏洩等の問題もありますし、ネットワーク環境、そういう意味では京丹波町のネットワーク環境、小中学校のオンライン授業の関係もあって、早期に改善すべきというふうに考えておるところでありますけども、なかなか通常の仕事を在宅でやるということは難しいわけでありまして、それぞれ工夫してもらって、今しかできないようなことを考えながらやっていただいているということで、そういう両面の意味合いがあるということで、ご理解をぜひいただきたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほどもご説明させていただきましたが、DV避難者対応につきましては、最低でも7日までという調整期間が国のほうで示されているところでございます。言葉足らずでしたが、その時期までには封筒も納品されて準備ができるところでございます。まずはDV避難者対応、今申しました期限が国のほうでも定められております。それから異例な形で、一旦加害者のほうに確定通知を送ったり、またお金が振り込まれたりという事態の場合には、返却を求めるという手順になっておりますので、そういった決められた期間をまずは国が示す通り実施させていただきまして、それ以降にそういった状況になれば返還を求めていくと、こういった段取りで国の基準通り取組をさせていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 質疑の途中ではございますが、感染症対策の一環として、会議が90分を経過いたしましたので、ただいまより暫時休憩に入ります。再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

まず、執行部から追加の答弁について申し出があるので受け付けます。

松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 1点、答弁が漏れておりました。新型コロナに関係する歳入の影響ということでございます。このコロナが今後どうなっていくのかということもございませけれども、現状想定されますのは、町税等への影響、施設等休館いたしておりますので、こういった使用料等について影響が出てくるものと推定しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 引き続き質疑を受け付けます。

村山君。

○5番（村山良夫君） 先ほど在宅勤務のことについて答弁していただきましたけれども、何人ほどが在宅勤務を順番にされてるのかどうか。そこで疑問に思うんですけど、確かに町の職員の方が今後新型コロナウイルスに感染されて、業務に支障を来すようなことがあれば非常に困ると思いますし、よくわかるんです。ところが、人数が少なかったら、意味がないと思うんですよ。やっぱり可能性は何人でもあるわけですから、少なくとも半分ずつ勤務されてるというなら半分の勤務がそういう事態になったかて残りのチームが業務を支えられるということになるんですけども、たぶん現在のところ何%かやと思うんです。それだけの人だけが残ったさかい言うて業務が支えられるのかどうか、全くわからない。それなら、明石の市長じゃないですけど、今やらなんなら職員としていつやるんやというぐらいな気持ちにならんなんなら、本当はあかんのとちゃうか。そのことは、町職員に対する町民の評価になると思いますので、その考え方は考えてほしいと、このように思います。

それから、予算の歳入の件は、プラスになることは何もないと思いますから、今の予算でも非常に厳しいですけど、これ以上に厳しくなると思います。そういう意味では、先ほどからくどいように言ってますけども、残業手当を減らす方法とか、在宅勤務で個人のスキルを上げるようなことは、後で土日の休みの時に収拾がついてからしっかりやってもろたらよいことですから、在宅勤務でそれが仕事やというようなことを言うてるような時期じゃないということだけを、もう1回町長に見解を聞いておきたいと。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 在宅勤務に関しましては、先ほども申し上げましたが、そういったBCPバックアップというような意味もありまして、行っておるところでありまして、実際京

都府からの指示では7割を在宅勤務でということが申し入れがあるところであります。実際にはしかし7割まではなかなかできないわけでありまして、2割から3割の間というのが実態というところであります。さかんに明石市とおっしゃってますけど、京丹波町の職員も明石市の職員に負けないようにしっかり職務をやってくれてるというふうに私は考えておるところでありまして、非常に感謝をしておるところでありまして、そういう中で対策室を設けてやっているわけでありまして、その中で残業に該当するものが発生すれば、これはやはり法律に基づいて残業手当を支給するのは当然というふうに考えておるところであります。在宅に関しましては、その内容についてなかなか同じような業務はできないわけでありまして、工夫しながら、今しかできないようなこともやってもらいながら、工夫をして京丹波町の庁舎内でウイルスが発生しても2割ではどうしようもないからやらなくてはいいいというような乱暴な意見ではなしに、なんとか継続できるようにやっていきたいというふうに考えておるところであります。ご理解をいただけたらと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） 先ほど村山議員からあったんですけど、取扱窓口の正式名称と体制、配置人員、室の場所、窓口の設置日とか、受付開始日とか、給付金の交付についてはマイナンバーでは5月下旬ということがあったんですけども、郵送の方がかなりあると思いますし、そういった関係でどのようになるかなということをお尋ねしておきたいと思います。

また、その窓口で、今回の補正で入っております子育ての関係とか、休業要請対象事業者への給付金等についても、全てこの窓口で対応されるのかどうか、合わせてお伺いしておきたいと思います。

今日まで、町独自で対策を講じられたことはあったのか、お聞きをしときたいと思います。

それから、今回国の補正予算成立、本日成立したんですけども、これに合わせた措置ということで、全て補助金対応になっております。町が1円も拠出しないで済むということになるんですけども、今回町の財源、基金とか活用されて、それをもとに町民の不安を少しでも払拭するような手当を検討されたことがあるのかどうか、お伺いをしときます。

このままでいきますと、緊急事態宣言も、昨日の安倍首相の発言も聞いとりますと、5月末まで延期するというような方向も出されておりました、そうなるであろうというようなことを理解したわけですけども、そうなりますと、今町内の事業所、特に飲食業を中心に大変苦勞されてまして、テイクアウトのお弁当等もされとるわけですけども、このままずっと5月末まで続きますと、当然持たないと。一部の事業所におきましては、このまま店を畳むこ

とも考えざるを得んというようなこともお聞きしとるんですけども、そうしたことになる前に、町内のそういった事業所等も含めまして実態調査をして、独自施策を講ずるといようなことも検討されてはどうかと思うんですけども、そういう考えはないか、お聞きをしておきたいと思います。

今回補正予算の中に、休業要請の事業者の支援給付金があるんですけども、町内で113施設ですか。これ、町内全ての事業所がこの中に入っているということになるのかということをお聞きしときます。

直接予算には関係ないかもしれませんが、一部、水道料金等の減免の告知放送していただいとります。いいことかなと思っと思いますけども、例えば町が事業者に貸与しとる施設等、これについてもコロナの影響で大変苦勞されとるといことがあれば、借受人にも減免とか猶予とかの措置を講ずる必要があるんやないかと思うんですけども、そういった措置についてはいかがなものかということで、お伺いしときたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まずにぎわい創生課の関連する部分についてお答えさせていただきます。

今も議員からございましたように、コロナウイルスが発生しましてそれぞれの中小企業におかれましては様々な面で影響が出てきているところでございます。そうした中で先ほどもございましたように、国の補正予算につきましては昨日参議院のほうで可決をされまして、早ければ連休明けからの申請になるということになっております。特に国の補正予算におきましては、持続化給付金と言われるもので中小企業を対象として法人では200万円、個人事業主で100万円という給付金が国のほうで対応されるところでございます。国の補正予算につきましては、それぞれ事業者が直接国の相談窓口、それから支援センターというものが随時開設されていくわけではございますけれども、そちらのほうにウェブ等で申請を行っていただくというような流れになっておりますので、町また商工会におきましては、そういった申請に対応できるようなことを現在考えているところであります。

また、飲食の業者の関係でございますけれども、特に飲食関係につきましては、この春の行楽シーズンの中で、不要不急の外出を禁止していることから来訪者が減少しておりまして、売上等も減少しているところであります。そうした中で町としての対応ということなんですけども、テイクアウト事業に変えていただいた方につきましては、それぞれ町のホームページ、ツイッター等を利用しまして、その業者の紹介をさせていただいておるところであります。

す。町ホームページにも、ご覧いただけたら、テイクアウトに賛同いただいで出していただいでおりますそれぞれのお店の紹介もさせていただいて、飲食業が取り組まれておるものにつきまして、支援を行っているところであります。今後なんですけども、新たな町独自の対応につきましては、6月議会に向けまして、現在検討を進めさせていただいておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 交付金の名称、体制、スケジュールでございます。名称につきましては、京丹波町特別定額給付金等対策室という名称にしております。私以下、それぞれの課から人選をいたしまして、私含めて全体で18名ということになっております。スケジュールでございますけども、先ほど総務課長からもございましたように、事前の準備はできるものは済ませまして、あと、DVの関係の調整期間を経て、すぐに発送するというところでございます。現在直近で取り組んでおりますのは、まず4月27日現在で住民票を持っておられる方というのが対象になりますので、そのデータの抽出作業は終わっております。次に申請用紙につきましても、抽出は終わりました、元となります住民基本台帳のデータと申請書の間違いがどうかをチェック作業をしているということでございます。この交付につきましては、世帯主の口座に世帯全員の分を振り込むということになりますので、そういった分では個々にお支払いするという形態はとりませんので、注意を十分払いながらデータの間違いがないか、申請用紙に名前の記載漏れがないか等をチェックをしている最中ということでございます。こういったものを完了させて、5月の連休明けには発送をさせていただきたいというふうに思っております。今もそうなんですけども、金融機関との支払いの業務で、その口座が実際に運用されているかどうかというのを、金融機関でもチェックをされるということになっておりますので、そういうセキュリティも含めての準備期間が少しかかるということになっております。最終的には、マイナンバー等の方も含めてですけど、直接的な申請用紙で申し込みいただいた方につきましても、5月下旬に振り込みを順次させていただきたいというふうに思っております。なお、できるだけスピード感をもってやりたいという気持ちはありますので、できるだけそれぞれの業務で万全を期して取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 先ほど答弁漏れがございましたので、追加でさせていただきたいと思っております。

まず今回の113件でございますけども、113件の根拠につきましては、予算の算出上、平成28年度の経済センサスに基づきまして、京都府が休業要請を行った施設が113ということでございます。

また、休業要請の給付金の窓口につきましては、にぎわい創生課が窓口になるということになっておりますが、この京都府の事業の部分につきましては、京都府と連携しましてできるだけ事業者負担にならないように、京都府に申請いただいたものを町の方にデータを渡していただいて、それで速やかに給付をできるような形で、スピード感があるような対策で取り組んでいきたいというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 町独自の施策でありますとか、現在施設の貸与をしているところの減免ということでございますが、全体を含めまして、今後6月に向けていろんな実施策が図れるかということも広く職員に求めまして、知恵を絞りながら対応していきたいと、このように考えております。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 執務場所につきましては中央公民館の左側の会議室を予定しております。そこにしました理由といたしましては、集中してそこで業務をするということと、郵送でのやり取りをするということ、申請いただくということになっておりますけども、一部相談をされる、記入のこととかその他もろもろの相談もされる方もあるという想定の下で、1階のところで執務室を設けているということでございます。すでに執務室は、そこで準備作業も含めて、職員が今日も実施をしております。相談窓口につきましては、5月18日から受付窓口ということにしておりますので、申請用紙が届いてからの18日を想定しております。ただし、事前にいろんな形で情報も町民の方にテレビ等で知っておられる方もいらっしゃると思いますので、役場のほうにお電話していただいて、対応できるものについてはお答えをさせていただくということを考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 子育ての関係、窓口はどこか聞いたかいな。総務課長からありましたように、職員の間でもご心配いただいて、なんとか町民の不安払拭にあたるような施策が何とかできひんかということで考えておられるという、大変心強い、嬉しいと思うんですけども、町長として、これまでのことも踏まえまして、今後、町内の事業所、個人も当然職場の

関係で待機になったり不安定な就業体系で大変お困りの方もあるというふうに思うんですけども、そういった方を支援していくという中での、町長のお考えについても伺いしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町で実施できる施策につきましては、コロナの発生以前からいろんな制度があるということもありますし、国の制度、府の制度もあります。非常事態の宣言は延長される可能性も高くなってきまして、少し持久戦といえますか、そういうような要素もあることも予想されますので、そういう中で町民の皆さんに京丹波町として支援できることというの、今日の議会の中で提案することはちょっとできなかったんですけども、昨日もずっと午後から検討もしておったところでありまして、連休明け、5月中旬に向けまして、どういったことができるのかも取りまとめをして提案をさせていただきたいというように考えておるところでありまして、また議員の皆様からも様々なご提案をいただけたらというふうにも考えておるところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 子育て支援の臨時特別給付金でございますが、これにつきましては、支給の方法につきましては対象者宛てに支給するという通知と、チラシ等をもって制度の概要を郵送させていただきます。それを受けて、給付を希望しない方についてのみ、届け出を受けることになっております。その期間は2週間設けるということになってるんですけども、それはなかった方に対して承諾されたということで契約が成立したということで、支給の手続きに入るということで、ほとんど直接のやり取りといえますか、窓口へ来ていただいたり郵送でお送りいただいたりということにはならないというように思っております。ですけども、相談につきましては、先ほどの対策室の相談窓口ですとか、児童手当を担当する住民課で承ることにしております。ただし、児童手当の支給事務については、一般的な対象者につきましては町の事務としてやっておりますけども、公務員の方については別途所属長からの事務ということになっておりまして、その方につきましては、申請によりその都度交付をするということになります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 2点お願いします。先ほど岩田議員の質問に対して答弁がなかったかなと思うので、似たような質問になるんですけども、新型コロナウイルスの子育て世帯への

影響と、町内事業者への影響、これ両方とも給付金が出るんですけども、この影響というのは具体的に調査し把握してるんでしょうか。してるとしたら、その内容を教えてください。

2点目です。緊急対策予算の対象要件に、4月18日要請後速やかに5月6日まで休業した中小企業事業主とありますが、速やかにというのは具体的にどういうことでしょうか。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず実態調査の関係でございますけども、4月20日を締切りで、商工会が、商工会に加盟されております企業のほうに実態調査をされているところでもあります。その中身を見ておりますと、回答が63件であったわけなんですけども、その中で売上げの減少というのが過半を占めておりまして48社ぐらいの影響があるということと、4月末までの見込みの被害額というものを問いのほうで聞かれておるわけでありまして、そこでは9,511万5,000円というようなご回答もいただいております。これが延長されまして、7月までの見込みになりますと2億5,682万円ぐらいの影響が出るだろうというようなアンケート調査をされているところでございます。一定そのアンケートを基に実態の把握をさせていただいておりますし、特に飲食関係のところにつきましては、うちの職員のほうもそれぞれテイクアウト事業への参加も呼びかけながら、今現在の事業所の状況等も把握をしておるところであります。また、企業につきまして、セーフティネットに係ります補償等に関する事業があるわけでございますけれども、そういったもので町の許可が要る、証明が要るということで町のほうに問い合わせ等もされておりました、実際に申請いただいておりますので、そういった方からも聞き取りの調査をさせていただいております。

2番目の質問でありますけども、4月18日から5月6日までということでございますけれども、4月17日に京都府の緊急事態宣言が知事のほうから発令をされたということで、その日の翌日の4月18日からと、一旦京都府の宣言されました5月6日の連休まで継続して休業なりその他飲食のほうですとテイクアウト事業のほうに切り替えるとか、そういった取組をされたところが対象になるということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 2点あります。まず商工会のアンケート用紙みたいなもの、僕も見させてもらったんですけども、この時はこの時で、聞くことっていうのも考えられてこういうふうにしたんでしょうがないかなと思うんですけど、実態調査として漠然とし過ぎている項目だったと思います。先ほどから前の議案でもこの議案でも、町独自の施策を求める部分がある

と思うんですけども、これはやっぱり町内で具体的にどういうところが困っているのか、どのように対応したらいいのかというのは、これでアンケートを終わらせるのではなくて、今後もしっかりと項目もうちの町独自でしっかり考えて調査しないといけないんじゃないかなと。子育て世帯への影響もそうなんですけども、しなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、今後そのようにこれからも影響を調査する意向はあるのか、というのがまず1点目です。

2点目なんですけども、ちょっと細くなるんですけども、4月18日から5月6日まで休業要請に応じて全部休まないといけないのかなと。例えば、予約を受けてる部分はやっていると業者も知ってます。基本的には休みなんですけども、予約だけ受けてますっていう業者。あと1日だけどうしても開けなきゃいけなくて開けてしまった、もしくは数日開けてしまった、もっと言ったら、数日だけ要請に従った業者っていうのは対象になるのか。または会社の中で物販部門があったりレストラン部門があったりというふうに何個か部門を持つようなところの飲食店だけは閉めた、そんな業者があったり、そういうのは対象になるのか。また、時間を短縮して営業しましたと。その時間は休業なわけで、こういうところは対象になるのか。ちょっと細かいですけど、お願いします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 調査の関係でございますけども、しっかりそれぞれの事業のご意見等もお伺いしながら、今後の支援策に向けて確認していきたいというように思っておるところでございます。方法については、また検討させていただきたいと思えますし、すでに議員からもこうしたらどうやと、こういう施策を打ったらどうやというようなご提言も頂戴しておるところでございますし、そういったことも参考として、新たな取組を検討していきたいと思っておるところでございます。

また、京都府の対策でございますけれども、時短の部分につきましてはすでにご案内の通りかというように思うんですけども、夜の8時から翌朝の5時までの期間、今まで営業してましたよと、例えば飲食なり宴会の関係で夜10時まで営業をしておりましたという部分のところは、営業時間を7時まで短縮をしました、というところについては、対象になることとなっておりますし、テイクアウトサービスに切り替えるという部分についても、対象となることとなっております。1つの施設の中にお土産があったりとか飲食のスペースがあったり、物販のスペースがあったりという施設もあるわけなんですけど、例えば宴会場も持っておって、宴会の部分を休業した場合、それについても対象となりますし、一般の物販ではなくてお土産コーナーを休業しましたと、合わせて飲食の部分も休業しました、という部分

も、京都府の事業については対象となるということになりますので、うちの町の事業としましても、京都府の事業での対応としておりますので、対象となるということになっておるところであります。まだ詳細な部分が不明確な部分がございますので、京都府のほうも連休明けぐらいからスタートさせていく予定ではございますけれども、最終、各市町と要綱の調整をしております。詳細なこの部分が対象になるという部分は、またしっかりと事業者の皆さんにお知らせをしていきたいなというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） 私のほうからも1件、関連の話になるんですが、今回補正予算の中へ上がっております休業要請対象事業者の給付金に関しまして、京都府のほうから休止の要請が出ておりますのは97事業と申しますか、97分野にわたる施設が対象になっておるわけですが、実はその対象外の施設と申しますか、事業が相当大きな影響を受けてるのも事実でございますので、先ほどありました料理飲食関係、民泊、理美容、自動車の販売関係、押しなべて影響が出ると。そうした状況の中で、4月23日に京都府の西脇知事のほうで記者会見を開かれておりましたので、休業要請をした以外の事業所についても資金繰りが困難となっている企業への支援補助制度を設けるというようなことを明言をされておりますけれども、今現在補正に上がっております、町独自の施策ということなんですけれども、これはもちろん京都府の要請に従った、基準にした形でございますが、京都府はさらに対象外の事業所についてということが出ておりますけれども、町としてはこの辺りについての支援というか、補助金だけじゃなしに様々な支援対策があると思うんですが、その辺りの考えについてあるのかどうか質問したいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 京都府のほうも様々な事業、新設の事業を出されております。小規模事業者、それから農林水産業者、文化芸術団体等に対しましても、支援策ということで、新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金というようなものも出されておるところでございます。またそういった情報等がまいりましたら、うちのほうからでも広く周知はしていきたいというように思っておりますので、まだ詳細がその部分見えておりませんので、町を介してやるのか、それとも京都府に直接なのかという部分もございまして、今後しっかりとその部分につきましても対応していきたいなというふうには思っているところでもあります。

また、先ほど申し上げました国の緊急対策の中では、持続化給付金というのが前年度の同月比で50%以上収益が減少している場合につきましては、農林漁業者も含めて、あらゆる業種の方について給付金が支払われるような仕組みとなっておりますので、そういったものについてももしっかり広報をしていきたいというように考えておるところでありますし、また町が広報しています、先ほど申し上げましたテイクアウト事業とか、新たな取組をされた場合につきましても、国の持続化補助金というような補助金もございますので、そちらのご案内等もしっかりとしていきたいと思っておりますし、特に補助金関係でいきますと、今こういう状況なので、新たに違う取組をやるというような方についての補助メニューも多くございますので、そういったものを全体を通して周知をしていきたいというように考えておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） 今、課長から答弁のあったとおり、様々な施策が次々と出てきておるという状況でございますけども、やはりそういった情報というのをいち早く関係の皆さんに正確に伝わるというのが一番大事やというふうに思います。先ほど出ておりましたテイクアウト事業所の紹介というのが現在町のホームページにアップされておりますけども、実際10事業所、昨日見た段階では10事業所しか上がってなかったんですが、実は他にもそうしたテイクアウト事業をやっておられるところもあるんじゃないかと思うんですが、この辺りの告知というかPRというのはどういう形でされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） これにつきましては、町のツイッターと言われるSNSを使ってPRをしたり、直接それぞれのお店のほうにお伺いさせていただいて、こういったことやるんですけどいかがでしょうかというような取組をさせていただいておるところでございます。用紙のほうはそれぞれお配りをさせていただいておるんですけども、まだ加入のご意思がないようなところもございますので、ホームページにアップされるのは時間差がありますので、昨日の夕方まで13社ぐらいになったかと思っております。今後もそういった取組を進めていただいて、少しでも飲食業者が活発化するような、町内の方にも多くご利用いただくことを目指しておりますので、またご活用いただけたらと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 今までお聞きしてたことで、確認の意味も含めてお聞きします。在

宅勤務ですけど、これは7割を目指していたけど実態は2割から3割やったということでしょうでしょうか。

それと、独自施策については6月の議会ということで考えてるんだという答弁もありましたけれども、5月の臨時会ということも計画をされているのかお聞きをしておきたいと思います。

また、今ありましたテイクアウト事業ですけど、これは条件はなくて、町内に店を開いておられる方は全て該当するというのでよいのか、お聞きしておきたいのと。

地方創生臨時交付金であります、国は1兆円ということで予算組んでおりますが、それを使って今回も府の事業に上乘せの独自事業ということで上がってるんですが、本町に1兆円分のうちどれぐらい下りてくると予想されているのか、お聞きしておきたいと思います。

それぞれ議員から実態調査ということで、にぎわい創生課についてはいろいろ取り組んでいくということでありました。それぞれ保健福祉課におきましたり、今日は教育関係の方は見えておりませんが、教育関係においてもそういう課題があると思ってるんですが、それぞれの課で、いろいろと実態調査をしてもらって、ほんとに皆さんの声に応えた独自事業ができるようにするために、どういうふうに考えていただいているのか、今日は保健福祉課長も見えてますので、お聞きをしておきたいと思います。

それと、やはり補正予算で組むわけではありますが、3月の議会でも決議をしたわけでありましても、やはり町と議員も一体となってよりよい施策を作るために、ほんと町の方から提案されるのではなしに、やはり議会のほうとも協議していただくという、そしてよりよいものを作り上げていくというふうな考えはないのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 全般的なところにつきまして、私から答弁させていただきたいと思っております。在宅の関係でありますけれども、今2割から3割ということでもありますけれども、あくまで緊急事態宣言の中では7割ということでもありますので、これは7割に向けて体制が組めるような形、またBCPに向けて継続できるような形で組んでいきたいというふうに考えております。

それから町独自施策につきましては、今後の状況等も見ながら検討してまいりますし、また国のほうや府のほうからもいろんな要請等がある場合もあります。そういった意味で、5月中旬までに取りまとめて、その状況によっては6月議会、もしくは緊急性を要する事態が発生した場合については5月中に臨時会もお世話になるようなこともあるかというふうに思っております。その内容につきましては、議員の皆さんのご意見も頂戴する中で、町の方か

らも提案する、当然議会で審議をしていただくわけでありますので、議会のほうには提案をして、議会のほうで審議を賜るということで進めていきたいというふうには考えておるところでございます。

それから調査というか、情報収集につきましては、常にそれぞれの部署でもやっておるわけでありまして、しっかりとした調査が必要であれば調査をしますし、そうではなしに、常に教育関係も含めて、子どもの状況等については情報収集を進めていただいておりますので、それを対策本部会議等で収集しながら、町民の皆さんの状況を確認して、施策は打っていきたくと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 地方創生臨時交付金の関係でございますけれども、現在国のほう予算措置はされましたけれども、具体的な交付限度額、都道府県なり市町村に対しての限度額というのはこれからの算定ということになるかと思えます。しかしながら本町といたしましては、逆にこうした交付申請を基に、国庫補助事業の地方負担分なり、地方単独事業の所要経費、こういったものを合算した額を国のほうへ申請していくという流れを想定しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） テイクアウト事業につきましては、町内で営んでおられます事業者全て該当となりますので、よろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 先ほど東議員からございました、保健福祉課における実態調査につきましては、町長のほうからもありましたように、主に障害者福祉事業所並びに介護事業所などが対象になるかと思われますけれども、情報収集等常に努めておりまして、限られた事業所数ですので、個々で電話等で状況等はお聞かせいただいている状況でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 在宅勤務ですけど、私は7割に近づけてというふうには言っていないで、必要などころには集中して、今回の10万円の件のように、これに課を超えてでも人を集めてもらって仕事をしてもらうことが大切だと、緊急性を要していると思えますし、いろいろとBCPと言ってもらってますけど、いろんな面で気を付けながら、それが絶対と

いうことではなくて、町民の立場で、必要なところに必要な方が働いていただくということで、より力を尽くしていただけたら嬉しいなと思います。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 私もお尋ねしときたいんですけども、今回のこの補正予算について、町独自の施策が何らか示されるのかと思ってたんですけども、今答弁にもありましたように、これから取りまとめて、6月なり場合によっては5月の臨時会ということでございましたが、町長としては、いろんな新聞報道や全国の市町村でいろんな取組がされとるわけでありまして、町独自の施策の考え方は、どのように考えておられるのか。どういうことを基本として考えようとされているのか、その点伺っておきたいと思ひますし、これまで実施されてなかったことについては、どういう考え方で、町独自の施策としてはこれからということなのか、あわせて伺っておきたいと思ひます。

先ほど東議員からありましたけども、地方創生臨時交付金、全国で1兆円ということで、全国の知事会でも同額をとることを要求されておりますけども、今回の企業に対する支援金に1,490万円、この臨時交付金を充てるということにしてはおりますが、だいたい本町としてどれぐらいの交付金が受けられるという見通しを基にこういう予算も組まれたと思ひますけども、現時点での本町での算出を考えた場合に、どれぐらいの額が想定されておるのか、伺っておきたいというように思ひます。

それから、こういう時期でございますし、実際本町の財政調整基金を見ましても、約10億円余りですので、今回の給付金の14億円にも及ばないのが今の現状なんですけども、そういう基金の残額をどう使うかという問題も迫られてくると思ひますけども、この令和2年度の予算、可決をされとるわけでありまして、各事業を見直して、延期やとか中止やとか実行見通しを見極めて、可能な限りで予算の組み換えといひますか、そういうものを含めて、町民の暮らしとか生活とか事業活動の維持のために支援をするという考え方はないのかどうか、伺っておきたいと思ひます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町独自の施策につきましては、様々に状況が変化する中で、いろんな市町村で様々な施策がとられておることは私も承知しておるところでございます。そうした中で本町として一番有効な方法を模索する中で、今回は提案できなかったわけでありまして、今後につきましては、先ほど来申し上げておりますとおりにやっていきたいというふうにご考慮しておるところであります。いずれにしましても、限られた財政の中ではありますけども、

財政調整基金も有効に使いながら、取組をしていきたいというふうに考えています。

それから予算の関係でありますけれども、予算として可決をいただいたものについて、それを提出することによってもいろんな影響が出てくることになってくるかと思っておりますので、当初で決定されている分については、将来の状況がどうなるかということはありませんけれども、現在のところでは予定どおり進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 地方創生臨時交付金の見込額ということでございます。この交付金につきましては、ご承知のとおり1兆円を人口及び財政力、また感染状況、また国庫補助事業等々の地方負担額等に基づいて算定をされるというところが、今のところ示されておりまして、まだ具体的にその1兆円をどういう割り振りになっていくのかというところは、まだつかめる段階ではございません。しかしながら、この交付金の対象といたしましては、そういった国庫補助金の地方負担分なり地方単独事業に係る経費分を申請をして、交付いただくというものになっております。令和2年度の経常収支の関係ですけれども、現在のところ補助費なり普通建設に係る一般財源、これが約5億円程度でございます。こういったところが地方負担額というところになってこようかと思っておりますけれども、この額の国で算定された割り振りの中での率を掛けた額が本町のほうに交付されるということになっております。現時点ではこの交付金につきまして、国のほうでそういった休業要請に対する協力金にも充当できますという国のほうの見解もございましたので、本町といたしましては、本町にかかる経費につきましては、当然交付金の対象として申請していく考えであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 今回の臨時会で上げさせていただいております補正予算につきましては、町独自という部分は休業要請対象者の支給事業、これは京都府の事業に対しての町の部分の上乗せという分でございますので、先ほど町長からもありましたように、今後の状況を見ながら、6月議会に向けて取組を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今ありました休業要請対象事業者への支援というのは、京都市を除いて府下全部でやろうということで本町の場合はいわゆる地方創生臨時交付金を使用するというところでございますので、町独自と言えれば独自施策でございますけれども、もう少しいろんな、先ほどありましたけれどもテイクアウトやったはるところへの支援なんかも南丹市ではや

っておられますわね。のぼりやとか資材等に支援をすとか、そういうような、今までと違う仕事をしようということでございますから、やっぱりそういうようなことも必要じゃないかと思うわけでございますけども、やはり町独自の施策というのはきめ細かなものになるわけでございますから、そういう点では必要なものを早くやっていく、支援していくということが私は必要だと思うわけでございますので、申し上げておきたいと思ひます。

先ほどお尋ねした、令和2年度の予算の、やめーと言うことではないけども見直しをしたらどうかと。そして延ばせるものは延ばしたりしながら、財源も確保せんと、なかなか大変やということもありますし、実際これまでの経過を見とれば、12月の補正なんかではいろいろ減額をしておるわけでございますので、こういう事態でございますので、やっぱり見直しを今一度持って、事業がほんとに実施できるかどうかということもあると思うんですね。そういう見直しをすべきではないかと私は申し上げたんです。全部やめるとか、そういうことじゃありませんので、緊急事態宣言も出されて、緊急時のことでもありますので、やっぱりそういう立場で見るべきじゃないかと思うんですけども、改めてその点伺っておきたいというのが1点と。

それから、職員の在宅勤務の関係なんですけども、京都府やいわゆる対策本部などから出勤の7割削減ということで在宅勤務という要請があったというのが4月17日付の写しをいただいたわけですけども、それに基づいて、町は職員の7割の在宅勤務という方針を示されて、結果としては2割3割とこういうことでもございましたけども、実際に職員が在宅勤務しとる人数、何人なんやと。これは町民に示すべきだと。町民の血税で行政運営しとるわけですので、職員も当然それを給与としてもらってやっておるわけでもありますので、やはり公務員の基本は住民に奉仕をしていくというのが基本でありますので、もちろんこの対策として一定の対策を取らんなんということは当然かと思うんですけども、その辺は、今京丹波町の場合には何人の職員が在宅勤務しとるんやと、町民にしっかり示していただいて、理解を得ていくという立場でなくては、ばくつとしたことではなしに、当然把握をされて、毎日出勤しとる代わりに連絡を取って課長に報告しとるわけですから、総務課であればそれを集約して、全部の職員の状況をつかんでおるわけでございます。およそ270人余り職員がおるわけでもありますから、その内の何人が今在宅勤務を、それはいつの時点でもよろしいんで、はっきり人数についてはお伺いしておきたいというように思ひます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 予算につきましては、議員ご指摘のとおり、12月議会等で見直しがされたりするものもございませう。今の話の中では、予算全体に対して見直しをすべきという

ような発言でありますので、その個々にどういったものかよくわからないところもありますがありますけれども、コロナに関して今時点で全面的に見直すということではなしに、可決いただいた予算については状況も見ながらでありますけれども、現在のところでは執行してまいりたいというところでございます。

それから在宅の関係でありますけれども、人数等については流動的な部分もありますけれども、人数については掌握しておりますので、それは公表は可能であります。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 在宅勤務を始めた日、4月20日現在で73人でございます。今後におきましても、緊急事態宣言も延長されるという想定の下、在宅勤務を引き続き実施するということになるかと思っておりますので、またその際につきましても、情報なりについて今後検討して、適切に住民に伝わるように対応していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 先ほど幾つか休業要請の要件等についてお聞きしたんですが、その中で答えてないというか、まだ決まってないので他自治体と調整中ということでした。休業要請にできる限り協力した業者、完全じゃなくてもできる限り協力した業者については、それで給付金受け取ったからってプラスになるわけじゃ全くないので、できる範囲で協力しても死活問題というところもいっぱいあるので、本町としてこの要件の決定に関われるのであれば、行政として腕の見せ所だと思うので、できるだけ様々な業種、事業形態を想定して調整していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 京都府のほうにしっかりと意見も述べさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 4ページの特別定額給付金の給付事業であります。成年被後見人等からの申請に関するマニュアル等は作成されてるのか、お聞きいたします。なぜかと申しますと、今まで成年被後見人からの迅速かつ円滑に給付金を受け取ることができないケースが多々あったということがございますので、このマニュアルを作成されてるのかお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 先ほどの質問の、成年被後見人の部分でございますけれども、今現在ではマニュアルというのはまだ作成はできておりません。ただし、議員がおっしゃったようなこともありますので、今後早急に国等の扱い等についても示されてくるというように思いますし、そういうことも見ながら対応していきたいというように思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 具体的な例を何点か申し上げますと、自宅で成年被後見人が生活をしている場合でも、郵便物を適切に管理できないため、申請用紙を紛失してしまうという事例が今まではあったようでございます。また、自宅で生活されてない場合、施設入所、入院等では、家族が郵便物を適切に管理できない、申請用紙を紛失したという例もあるようでございます。そして、本人が自宅で生活していない場合、入院等です、空き家になってるときは、成年後見人が間違いなく郵便を受け取るということは限らないということでございます。通例としては、成年後見人が代理申請するというようなケースが多いようではありますが、その場合、申請の簡素化を図ってほしいというように聞いておりますので、この辺につきましても特段の措置をお願いしたいというように思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 今ご指摘をいただいた点も十分に踏まえて対応したいというように思っておりますし、特に施設入所の方の申請をどうするかというのも、この対策室の中では議論もしているところでございます。できるだけ申請がスムーズにいくように、今ご指摘をいただいた分も改めて踏まえながら、進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 改めてもう一度伺っておきたいと思うんですけども、これまでからいろんな相談窓口のことなどもお尋ねした件もありますが、今こういう事態ですし、さらに緊急事態が延長ということになっております。町の場合、電話をした場合に、当然総務課の方が電話を取られると思うんですけども、今回のコロナの対策に関わって、住民の不安も非常にあるわけでありますので、明確にコロナに関係する相談はここの部署というか、何番にかけてくださいよと、場所と連絡先をもっとしっかり町民に示すべきだと思うんですけども、

そういう考え方はどうなのかということ。

それから、町独自の施策ということで、いろいろこれから検討するということでもありませんけども、税の関係ですね、当然固定資産税にしても税にしてみてもいわゆる災害とかそういうときは減免の措置もあるわけでありまして、やはり今回のコロナについては、一定の期間内ではありますので、減免についても緩やかにと言いますか、できるだけ幅広く減免を認めていくような、そういう措置も町の独自施策として必要だと思うんですけども、その辺の考え方はどうなのか、その点伺っておきたいと思っております。これ、どこが担当になるんかわかりませんが、お尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 相談窓口の一本化ということでございますが、まず特別給付金につきましては、先ほども山森参事が申しましたように、中央公民館でそれに関しては相談窓口を設けておるといってございまして、そのほかの全般にわたりますと、基本的には総務課危機管理室を中心ということになるかと思っております。しかしながら、個々の企業の、先ほど来ております企業に関するものであればにぎわい創生課のほうになりますし、専門的な分野、多岐にわたる場合が多くございます。そういったときにつきましては、各担当課に電話のほう回しまして、的確な回答ができるよう対応しているということございまして、今後につきましても、そういう形を取らせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 税の減免でございますけれども、税の減免規則に基づきまして、やはり決定していくということになりますので、この辺りの内容の運用の仕方という話になるかと思っておりますけども、その方その方の状況に応じまして、この中の要件を満たす者について減免をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を集結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

- 15番（森田幸子君） 議案第54号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論させていただきます。

新型コロナウイルスの感染症は、中国武漢で認められてから、わずか3カ月間で世界に蔓延し、日本においても全国に緊急事態宣言が初めて発出されました。5月6日までの間、外出の自粛、イベントの開催自粛、施設の使用制限などの要請が行われています。この間、町民、事業者の皆様におかれましては、極めて大変な思いをされながら、感染拡大防止のご協力をしていただいていることに、心より敬意を表し、感謝申し上げます。

本補正予算案では、14億2,990万円を追加し、家計への支援として、一律に1人当たり10万円の給付を行う特別定額給付金、そして児童手当の対象児童1人当たり1万円を上乗せする子育て世帯への臨時特別給付金が計上されています。また、事業者向けには、中小企業や個人事業主に給付する京都府の給付金に同一額を上乗せして中小企業に20万円と個人事業主に10万円を給付するものであります。町民皆様の生活を取り巻く状況が激変し、窮状を訴える厳しい声をお聞きしています。定額給付金は、全ての人を対象としたもので、先が見通せず困っている状況に、皆で一緒に乗り越えるというメッセージとの思いで、迅速な支給と全ての人に給付漏れが生じないように、万全を期していただきますようお願いをいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

- 議長（梅原好範君） ほかに討論はありますか。

西山君。

- 8番（西山芳明君） ただいま上程となっております、議案第54号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

今回提案となっております一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症緊急対策国庫金を原資とする補正であり、主な事業といたしまして、1人当たり定額10万円の給付金の支給、児童手当受給世帯への対象児童1人につき1万円の臨時給付金の支給のほか、京都府の休業要請等に協力した事業者に対して、府から給付される中小企業20万円、個人事業10万円のほかに、京丹波町の独自施策として、それぞれ20万円、10万円を上乗せして支給する予算が含まれております。

先日、商工会におきまして、町内商工業の状況をお聞きいたしましたところ、押しなべて深刻な影響が出ているとのことでした。休業等に協力をされています事業者に対し、決して満足のいく金額とは言えないまでも、多少の資金繰りの一助になることも事実であり、今回の補正予算に賛成するとともに、1日も早くご関係者のもとに給付金が届くよう、可及的速

やかな手続き遂行を強く求め、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、議案第54号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）に賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

討論をする内容は3つでございます。

1つは、1日でも早く、この補正予算の執行ができますように、在宅勤務を見直して、対応していただくこと。

2つ目には、私の発言に対して「乱暴な意見には応じられない」との町長の意見がありました。まさにこれは、上から目線の発言だと、このように思います。町長は、2元代表制の地方自治体が、町長も議員も同等の立場であるということを認識されていないのじゃないかと思えます。こういうことでなしに、議員に対しても、また町民に対しても、上から目線でなしに真摯に対応していただく、特にこういう非常事態の時にはそういう気持ちで当たっていただくこと、お願いしたいと思います。

3つ目は、アメリカのトランプ大統領は、自分は臨戦態勢の大統領だとうおっしゃっています。リーダーがリーダーシップを発揮することがいかに大事な時であるか、ということです。町長もリーダーとして、十分なリーダーシップを働かせて、行政に当たっていただく。この3つを要望して、本議案に賛成の立場で討論をいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○12番（山田均君） ただいま提案されております、議案第54号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

今回の補正予算は、1つに国が実施する国民1人に10万円を支給する特別定額給付金給付事業に14億250万円、児童手当を受給する子育て世帯を支援するため、対象児童1人につき1万円の臨時特別給付金支給事業に1,250万円、休業要請対象事業者支援給付金支給事業に1,490万円を予算化したものです。財源は特別定額給付金給付事業と臨時特別給付金支給事業は全額国からの給付金、休業要請対象事業者支援金給付事業は、国が全国の自治体に交付する地方創生臨時交付金を活用するものです。

新型コロナウイルス感染症による暮らしへの影響は、飲食業を初め、仕事がなくなった、資材が入らない、雇い止めなどの非正規労働者など、悲痛な声も出されております。野党や

国民の強い要求や運動が、安倍内閣を動かし、10万円の一律給付が実現をしましたが、緊急を要する方に早く行きわたることが何よりも必要です。その対策を強く求めるものです。

今回の京丹波町の補正予算の特徴は、町独自の施策が何も予算化されていないことであります。ほかの市町村では、臨時議会や専決処分の方法で独自の支援策がいろいろ報道されております。京丹波町でも、必要で求められている施策が多くあります。今、厳しく問われているのが、地方自治体の役割と責務は何かだと思います。地方自治体の第一の責務は、住民の暮らしと福祉、健康や安全を守ることです。今回の新型コロナウイルス感染症に対する京丹波町の対応は、地方自治体の責務である住民の暮らしと福祉、健康や安全を守る地方自治体としての役割が果たしているのか、町長初め、町幹部の皆さん、本当にこれでいいのか、私は聞きたい。職員の7割を在宅勤務にすることをいち早く決めただけではありませんか。これが町民からの声です。なぜ地方自治体の第一の責務である、町民の暮らし状況を把握する、そのために実態調査や聞き取りを行う、そして何が今必要なのか、何が求められているのか、緊急に必要な施策を実施することが必要とは思われないのですか。

今回の補正予算には、町民の暮らしと福祉、健康を守る予算を期待をしておりましたが、町独自の施策は何もありません。非常に残念です。6月議会か臨時会で追加したいと、こういう答弁もありましたが、飲食店では前年比で7割、8割の収入減、料理を提供する店では引継会、歓送迎会など全てがキャンセルで、現金収入がゼロだと。4月からの税金、固定資産税や自動車税など払うことができない、事業所ではリース代など固定費が支払えない、自粛で店が閉店して注文が入ってこない、資材がストップ、工事が進まないで、収入がなくても人件費などの支払いは待ってられないなど、悲痛な声が出されております。その中でも、弁当などのテイクアウト商品の販売など、努力されている店もあります。町のホームページでの紹介だけではなく、南丹市のようなきめ細かな支援が必要ではありませんか。必要です。また、福知山市では1世帯1箱のマスクの引換券の配布をすることが報道されましたが、なぜ京丹波町ではできないのか。強い不信の声も寄せられています。井手町では、1人50枚のマスク配布をされる、こういう情報もあります。こうした住民の不安解消への支援も必要です。また備蓄している災害用マスクは現在何枚あるのか、最低必要な備蓄数をはっきりさせ、残りを医療関係や福祉施設など、優先すべきところにどういう基準で貸与や一時融通などするのか、この枚数も明らかにして、町民に開示すべきです。

今、非常事態宣言が出されているのです。情報を明らかにしてこそ、一体感も生まれるのです。施策を今検討しているとの答弁もありましたが、今求められている様々な対策を考え実行すべきです。住民の不安に応える施策、京丹波町としてできる施策を早く実施すべきで

す。職員の7割の在宅勤務に向けて取り組むことを決定する前に、地方自治体の役割と責務である、住民の暮らし、福祉、健康を守るために何が必要か、これを検討し、その上で職員の在宅勤務の規模や対応を決めるのが、地方自治体として考えるべき筋道ではありませんか。京丹波町は財政調整基金が今約10億円。新庁舎建設事業や認定こども園の木材調達を一般競争入札ではなく随意契約や新庁舎建設の規模、構造工法、仕様の見直しなど不十分なままで、建設を強力に推進してきました。財政見通しもあいまいにして、既成のこととして進められてきたことも大きな要因です。今、非常時に、町民の暮らしや営業を支える支援ができれば、地方自治体の役割や責務を放棄しているのと同じです。今できることとして、令和2年度予算において、各種事業の延期、見直しなど実行見通しを見極め、可能な範囲で予算の組み換えも含め、町民の生活や事業活動の維持に対する支援を行うべきです。町政の主役は町民です。苦しい中でも税金を払っている町民あつての京丹波町です。今の太田町政の対応には、町民は置き去りにされていると思います。そのことを厳しく指摘し、非常事態の時にこそ、地方自治体としての責務を果たすこと、その役割として責任があること、地方自治体としての真価が問われていることを厳しく指摘するものです。

提案されている補正予算は、特別定額給付金給付事業、臨時特別給付金支給事業、休業要請対象事業者支援給付金支給事業の予算であり、賛成を表明して、討論とします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

議案第54号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を集結します。

これより議案第55号を採決します。

議案第55号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

《日程第10、発議第1号 新型コロナウイルス感染症への最大限の対策・取組強化を求める決議》

○議長(梅原好範君) 次に、発議第1号 新型コロナウイルス感染症への最大限の対策・取組強化を求める決議を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

篠塚議員。

○14番(篠塚信太郎君) ただいま上程になりました、発議第1号 新型コロナウイルス感染症への最大限の対策・取組強化を求める決議につきまして、提案理由の説明を行います。

新型コロナウイルス感染症の収束に向けまして、全国の都道府県に緊急事態宣言が発出され、政府、都道府県、各自治体、そして医療機関等の懸命な取組にもかかわらず、いまだ収束が見通せる状況にはなく、さらに1カ月の延長が検討されているところであります。

今日までの京都府の緊急事態措置により、町内の商工観光業等は大きな影響を受けまして、施設や店舗の休止や、営業を続けていても収入が激減し事業の継続が困難な事業所もあり、地域経済は深刻な状況に陥っております。そして、解雇、雇い止めや自宅待機等によりまして、生活の困窮や先行き不安が広がってきております。今回の新型コロナウイルス感染症緊急対策補正予算等によりまして、一定、家計への支援として有効であると考えますが、5月6日以降も緊急事態措置が延長されることになれば、さらなる支援策が必要であります。このような状況にありますことから、行政、議会、事業者、各種団体、そして町民の皆様と一

致協力し新型コロナウイルス感染症を1日も早く収束させ、日常の生活と町のにぎわいを取り戻さなければなりません。議会では、令和2年第1回定例会最終日の3月18日に、福祉厚生常任委員長の発委により、新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議がされたところではありますが、それ以降感染拡大や経済などの状況は大きく変化してきていることから、今日までの対策をさらに上回る取組の強化を求め、決議を提出するものであります。

それでは、決議（案）を朗読しまして、提案に代えます。

発議第1号

令和2年5月1日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

提出者 京丹波町議会議員 篠塚 信太郎

賛成者 京丹波町議会議員 野口 正利、同じく 谷口 勝巳、同じく 隅山 卓夫、
同じく 鈴木 利明、同じく 西山 芳明、同じく 北尾 潤、同じく 森田 幸子

新型コロナウイルス感染症への最大限の対策・取組強化を求める決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症への最大限の対策・取組強化を求める決議（案）

新型コロナウイルス感染症が世界にまん延する中、全国に緊急事態宣言が初めて発出された。とりわけ京都府においては、特に重点的に感染拡大防止の取組を進めていく必要がある特定警戒都道府県に位置付けられたことを受け、5月6日までの間、外出の自粛、イベントの開催自粛、施設の使用制限等の要請が行われている。

この間、町民・事業者の皆様におかれては、極めて大変な思いをされながら感染拡大防止のご協力をいただいていることに、心より敬意を表するところであるが、残る期間や、その後の対応も大変重要となってくる。

京丹波町においては、4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、感染拡大防止に取り組むとともに、今回、過去最大の補正予算を組んで実施するものについても、さらに町民・事業者等の皆様に寄り添った対応を求める。

しかし、町内の商工観光業は軒並み売上が減少し、事業の継続が困難な厳しい状況に直面しているのが現状である。特に、飲食業では弁当の持ち帰りや宅配等の新たな事業に活路を見出そうと努力している業者もある。そして、雇用では解雇や雇い止め等により生活困窮者や修学困難な学生もあることなどから、今回の補正予算では十分な対応とは言えず、町の総力を挙げ強力な第二弾の支援策が必要である。

一方、議会としては、新型コロナウイルス感染症対策の取組強化や町民の生活を守り、地域経済の再生を図る支援策については、全面的に協力をするとともに議会でも今一番支援が必要な人や事業者の実態調査を行い、効果的な施策を検討し提案を行う所存である。

そして、財政状況が大変厳しい中、議員報酬の削減による財源の捻出も辞さないことと町民や中小企業、個人事業者等を一層支援することを表明する。今臨時会では、国の特別定額給付金等を計上した一般会計補正予算の議決を優先したため、次の補正予算の財源として活用しようとするものである。

よって、京丹波町においては、今回の補正予算を十分に活用したうえで検証を行い、今回の補正予算で対応ができず、かつ、緊急の支援が必要なものについて、町民や中小企業や個人事業者等に対する支援が可能となる補助制度の早急な構築を行うなど、前例にとらわれることなく、あらゆる対策について最大限の強化を強く求める。

以上、決議する。

令和2年5月1日

京丹波町議会

本決議にご賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりです。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） ちょっと質問させていただきます。提出者の篠塚議員には、この決議案が提出される以前、4月24日に声をかけていただき、都合のつく10名近くの議員が集まり、それぞれ意見を出し、私の意見も聞いていただいた経過があります。何もこの案に反対する話などはしたことはなかったと思いますが、どうしてこの提案の賛成者として名前が挙がっていないのか、心外です。理由を伺います。

また、初めから意見を聞かなかったとすればいざ知らず、人を呼んで話を聞いておきながら、一部議員だけを特定してこのような議案を提出することは、議会に分断を生むことになるのではないのでしょうか。伺います。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） ただいま議員からのご質問でございますが、なぜ谷山議員も賛成者に名前は加えなかったのかというご質問でございます。当然、この決議にご賛同いただく議員につきましては、全員賛成者になっていただきたかったというのが私の思いでございます。

すが、何しろ急な作成でございまして、全員に声をかけることができず、このような賛成者が7名ということになったわけでありますが、この後採決もございまして、ご賛同いただければ、賛成者と同じ立場というふうに私は理解をしておりますので、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。そして、この賛成者に名前がなかったということで、分断されたのではないかとということもご指摘がございましたが、そのような思いは到底ございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 私も1点だけ提出者にお伺いしたいんですけども、24日に呼びかけられて、私はちょっと予定が入っておりましたので欠席をさせていただきました。その時に、それぞれの議員が聞かれたことの町内の状況なりそういった意見もお聞きしたかと思いますが、それがその時のことで、こういった発議として決議案が出されたんですけども、私としては、事情があつて欠席したわけであつて、一応全議員がこういった意見もあつた、こういった話もあつたと、全議員寄せて相談をしていただくべきではなかったと思うんですね。こういった緊急事態の時でありますので、やはり議会としてこういうときには一致団結してもちろん取り組んで進めていくことが大前提であるわけでありまして、今も谷山議員がおっしゃいましたけど、賛成者、もちろん皆これは議会として取り組まなアカンことありますので、意見をもっと聞いていただきたいかったというのが私の思いであります。なぜ、早急にこういった、議運には28日に出されたかと思いますが、その中身自体私は皆さんの委員の意見も聞いておりませんので、こういったやり方はどうなんかなという不満というか、不信感がありましたので、意見として言わせていただきます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 2点お聞きしたいんですが、3月に決議を出させていただきました。そのことと今回とはかなり重なつてると思っています。特に、今回の補正では十分ではないということのはわかつてるということで、緊急に必要なことを前例にとられることなく対策の強化を求めるといふことですが、具体的にどういうことをするのかという、具体的な提案を決議の中に入れるべきだと思つていますが、具体的なことが入っていないことについてお聞きをします。

それからもう1つ、厳しい財源の捻出に議員報酬のカットを図るということになってるんですが、具体的に幾ら、この前集めていただいて話があつたときは、1カ月の報酬の50%を削減するということでしたけども、そういうことなのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） ただいま村山議員から、決議の新たな町民、事業者への具体的な支援の内容についてということでございましたが、決議文にも書いてますように、議会また議員としてこれから提案をして、具体的な施策を仕上げていくということになると思っております。したがって、私も具体的な内容を持っておりますが、この決議におきましてはそういうことは表明はしなかったということでご理解いただきたいと思っております。

それと、4月24日の有志議員の新型コロナ対策会議を持っていろいろ議論があったわけですが、議員報酬の削減につきましては、いろんな議論もありましたので、今回手を挙げてます議員報酬の削減につきましては、いつとか額とか幾ら削減するんかというようなことは全く未定でございますので、また今後これは議会で調整がされるものと理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 決議として出すわけですから、いろいろと内容を検討していただいて内容を持ってるといことなんですけども、そのことを聞かせてもらわないと賛成してもいいのか判断がつかないと思っておりますし、また報酬カットの削減の話も、あの時は50%、いわゆる今回の特別支援金10万円に大体相当する、一般の議員ですと21万円ですから、10万5,000円をカットするということです。これで計算しますと、だいたい180万円ほどになるということなんですけど、現在の今年度の予算の規模で計算しますと、何%になるか、0.013%ということなんです。このことでやると、いかにも町民の方の目には単なるパフォーマンスに過ぎんのではないかと取られる懸念があります。このことについても、具体的に指示されずにこういう発議を出されるっていうのは、先ほどから出てますように、せっかくこの前10人の者を集めて、また改めてもう一遍するという話だったにもかかわらず、こういうことになってしまうと、ここに参加された方はたぶん詳しく提出者から聞いておられると思うんですが、それ以外の者は聞いてないわけですから、非常に何と云うか、メンバー一見るとかつて町が出された議案に反対された方が一人もないような気がします。そんなメンバーでそういうことをされるっていうのは、やっぱり慎むべき。議会がもう少しちゃんと活動するために、慎むべきやと思っております。篠塚議員は議長経験もあるし、ベテランですし、そういう配慮が何でされなかったのか、もう1度お聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 具体的な支援策を聞かせてほしいということでございましたが、

私は既に町長に閉会中の文書質問を7項目行っておりまして、そのことをここに挙げるべきじゃないと思うんです。それは私の意見でありまして、議会で議論してそしてまとめた案を町へ提案をしなければ、私の案を決議書に載せるということは不都合なことだと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

具体的な議員報酬削減、私は何も割合も金額も言ってないんですけど、まあ全額やっただとしても0.05%ぐらいにしかならへんと。これは町民へのパフォーマンスでしかないんじゃないかというようなご意見でございましたが、パフォーマンスという意味は、いろんな使い方がされてまして、我々議員は議員活動、行動発言は全てパフォーマンスだのように思っています。パフォーマンスの語源がどうなんかと言いますと、仕事ぶりとか業績とか能力とかそういうことに使われておりまして、ある意味私も調べるまではパフォーマンスは格好だけして結局何もしないんじゃないかと思いましたが、そのようなことは一切載ってませんので、この議員報酬の削減も、パフォーマンスでありますし、ほかのことも、今質疑やっておりますが、これもパフォーマンスでありますので、そういう理解を私はいたしております。

あと賛成者の件であります。7名ということで、これ谷山議員にも答弁させてもらったんですけども、時間的なこと、議運が28日にありまして、27日の夜というか、でき上がったのが28日の朝方になっておりまして、ちょっと事前にそれまでに声かけていた人しか賛成者として挙げられなかったということで、これにつきましては、賛成していただく方は全員挙げるべきであったと私は深く反省をいたしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 私も提出者にお伺いしときたいと思うんですけども、1点は、こういうコロナウイルスの強化を求める決議に、こういう質疑や議論がされるというそのものが、先ほど一致協力する必要がある言うて提出者が言われましたけども、そのことからもう既に外れとるなど。やっぱり全議員、会派もあるわけありますから調整して、一致して提出して、議員も執行部にも取組を迫っていくというそういう決議が本来あるべき形だと思うんですね。議長経験者で、基本条例も中心になって作った議員でございますから、一番その辺はよくわきまえておられると思うんですけども、その点が非常に私は不団結を生む1つだと。また町当局に迫る決議の内容を迫る、そういう意味でも非常に弱いと思うんです。そういう面では、議会としてやはり一致団結して町民にも執行部にも、議会はこういう考えなんだと、こういうことは示していくべきだし、そう迫っていくことだと思うんですけども、その点、こういう形では決議をいくらしても、執行部になかなか届かない、こういうことにもなるん

じゃないかと思うんです。そういう面で、3月議会の議決、先ほどもいろいろ状況が変わってるんだとこういうことでございましたが、3月議会の議決したのは、新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議ということでした。その面で、町当局へのそういう取組を求めることと同時に、議会としてもいろんな調査もやろうやないかと、そういう質疑の中でそういう方法もあるなど、そういうことの提出者の答弁もございました。議会として議決したわけですから、その3月議会で議決した内容に基づいて、これまでどういう取組をしてきたんだと、これが一番問われると思うんですね。その上に立って、不十分やさかいもう一遍出そうかとか、こういう取組しよかとかそういうことなら理解できますが、3月議会で議決したんですが、議会としては具体的にどんな取組ができたんだと、実態調査もしようやないかと、場合によってはそれぞれの常任委員会が分担して取り組んではどうかと、こういうこともあったわけでございます。それが議長を先頭に、議会としてどうするかと、議会運営委員会でも協議をされたのか、その辺を私は問いたいというように思うんです。やはりこういうコロナの問題でございまして、一致団結して一緒にやろうやないかと。議員というのはそれぞれ町民から選ばれた考え方や思想もいろいろ違う者が集まるとるわけですから、やはりお互いが意見を出し合って進めていくというのは基本だと私は思うんですね。こういう面で、やはりそういうところが非常に不十分であるし、非常に欠けておると思うんですけれども、その点見解を伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 一致団結がこの決議には欠けてるので、町行政にも意思が届かないのではないかとというようなご質問でございしますが、ここで十分ご質問も議論もしていただいておりますので、ここには執行部もおっていただきますので、私はこれが決議をされれば、町行政には十分届くというふうに理解をいたしております。

そして3月議会の決議をした内容で、議会は何をしたのかということでございますが、当然決議というものの内容については山田議員もよくご存じだと思いますし、それはそれで我々もその決議に基づきまして議会としてはやってないかもしれませんが、個人的にはやってきたということでございますし、それより、それからいろんな状況が変わった、特に経済状況が大きく変化したということで、新たな決議が必要だということで、これは提出をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今の議論を聞いて、執行部が認識されるということでございましたが、それなら3月議会でも議論をしたわけなんです。それは執行部に届いたのかどうかとい

うこと。具体的な町の施策が、今補正予算でも具体的な細かな施策が何も出てこないわけでございますけども、やはり議会として執行部に、議員が知恵を出し合って、一致するものを迫って実施してもらおうという、そういう取組が私は本当に必要だと思うんですね。それが篠塚議員が議長としてリードをされて作った基本条例の中身だと思うんです。まして議員間討議やとか議員で一致しようということを基本条例でもしとるわけですから、やはり合意を得るということにもっとお互いが立場を尊重しながら取り組むべきだと思うんです。議員というのは特別職の公務員ですから、行動とかいろんな町民の模範となるべきと議員必携にも記載されとるわけでございますけど、そういう立場でお互いが認め合って、そして粘り強く話し合って一致点を見出して、そしてそれに取り組んでいくと。これが一番私基本だと思うんですけども、そういう考え方からすれば、この決議案の提案、時間がなかったとこういわれますが、確かに議会運営委員会で提案されて、さらに賛成者を増やしたいということを出してもらっておけば、当然今日のこの臨時会に提出されて、議案として扱うわけですから、それまで一定、例えば議長の許可があれば、議運の許可があればできるわけでありますから、その辺は議長経験者で最もそういうことは精通されとる篠塚議員が、時間がなかったということと言われることについてはいかがなものかと思うわけでございますけども、その点についても改めて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 本決議は、議会基本条例にも基づきまして十分議員で議論をして提出をするべきだということでござりますが、私は本決議によりまして議会基本条例に基づきましてこれを契機にさらに新型コロナの対策についての議員間討議を進めていただけるきっかけになれば、というふうな思いで提出をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） そういう考え方からすれば、別に提出者が篠塚議員で、あとそれぞれの代表者数名でいいんじゃないかと。これ名前を見せていただきますと、篠塚議員の公明党の議員2人と、そして丹心会のメンバーの方と、無会派の野口議員と、こうなるとるんですね。そういう面から言うと、公明党やとか無会派の人やとか丹心会とかそういう代表の方が出したらいいんじゃないかと、こういうふう思うんですけども、あえてこういう形を取られたのはどういう考え方なのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 賛成者の同意につきましては、すでに谷山議員にもほかの議員に

もお答えをさせていただきましたとおり、内容にご賛同いただいた方ということでございますが、再度申し上げますが、賛成者に名前が連なっていないからというようなことで議論はすべきじゃなく、もっと決議文の内容につきましてご議論いただいたらありがたいなというように思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） ちょっと私もお尋ねをしたいと思います。今回の最大限の対策、取組強化を求めるということについては誰も反対しないと思うんですけども、やっぱりやり方がどうかいなという思いがいたしました。急なということでございましたけども、24日に篠塚議員が発起されまして、議員の有志が協議したと、それを受けて少しかういうことを考えとらんやということもおっしゃったらありがたかったなと思うんですけども。まず3月18日、定例会最終日に福祉厚生常任委員会にて協議、そして議会の総意としてまとめさせていただいて、決議をいたしました。国難ともいえる事態でございますし、町内にも影響が出ている今日、党派とか会派とかそんな枠を越えて、議員全員で取り組んでいこうという決議であったと私は思っているんです。そういうこと、私は思いの中で決議をさせていただいたというように思うんですけども、今回の件については非常に残念だなと思っております。4月24日の篠塚議員の発起によりまして、町内事業に鑑みた取組をしていこうという話し合い、こういう取組が3月決議の上での延長線だなと思いましたが、私も賛同いたしました。このような取組の上で、議員全員がまとめて、行政や執行部、そうした関係機関に提言、提案していくことが、本来の3月議会での決議の趣旨であったんでないかということで考えておりますし、決議の上に決議、それより町民は積極的な具体的な支援策について、議会のほうにがんばっていただきたい、そういうことを行政、執行部のほうに提言してほしいということをおっしゃると私は思うんですけども、そういうことについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 今、決議文のやり方がまずいのではないかというようなことでございますので、先ほどからもこの賛成者の名前につきましてはいろんなご批判もいただいておりますので、岩田議員のご質問は真摯に受け止めてさせていただきたいというふうに思っております。

3月18日に、岩田福祉厚生常任委員長が発委で決議された決議文につきましても、これは趣旨を十分に尊重して取り組んでいかなければならないというふうに理解をいたしております。

ます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 反対討論を行います。今回の決議案については、その内容について議員として特段の異論があるわけではありません。むしろ当然のことです。議員全員の賛同をもって提出されるべき内容であります。現に3月18日の定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議については、全員の賛成を得る形で提出されたものです。ところが今回の決議案については、提出者を含め賛成者8名の名前が列記されています。議長を除く議員7名は、この決議案から除外されています。これは提案としては変則的な体裁であります。前回の決議と同様、今回も議員全体の意思を十分に確認し、合意する努力があつてしかるべきものであります。軽々しく賛成者を特定し、列記するような提案は、議会を分断するものであります。また、議会決議は、舌の根も乾かない内に何回も繰り返して行われるべきものではありません。言葉より実行であります。町民に要らぬ印象操作を行うような決議は、この非常時にあつてはならないことです。これをもって反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 4番議員の隅山でございます。ただいまの新型コロナウイルス感染症への最大限の対策・取組強化を求める決議に賛成する所見を申し述べたいと思います。

昨年末、中国武漢市において原因不明の肺炎が広まっているとの世界保健機構の発表があり、本年1月7日、武漢市の肺炎患者から、新型コロナウイルスを検出、ヒトからヒトへの感染も確認をされたところでもあります。1月23日、中国政府は感染拡大防止のため武漢を封鎖する措置、同27日には中国人の団体旅行の禁止決定が報じられたところでもあります。国内初の感染確認は、武漢市から帰国した中国人男性でありました。1月16日のことでもあります。また、日本人の初感染者は、武漢市からのツアー客のバス運転手、奈良県在住60代男性、1月28日でありました。さらに2月13日には、国内初の死者が確認されました。

この時点での国内の感染者数は、23人でありました。が、この亡くなられた方の中国との明確な接点はなく、国内での市中感染が懸念される事態になったところでもあります。3月に入りまして、水際での対策、蔓延防止にもかかわらず、感染経路の不明な罹患者が増加し、感染拡大の状況から新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案が3月13日国会で成立いたしました。東京都など、感染者急増もあり、緊急事態宣言についての関心が高まってきたところでもあります。またこの時点での感染者数は724人でありました。2月末時点で国からの不要不急の外出の自粛要請、イベントの自粛や全国への一斉休校が要請され、本町におきましても3月3日から13日まで小中学校、高等学校の臨時休業が決定されたところでもあります。その後24日までの休業延長が決定されるなど、町民の皆様のいら立ちは募り、とりわけ町内の商工業を営む方々は外出の自粛要請やイベントの自粛要請による予約のキャンセルなどで売上げが激減、店舗経営の危機に直面されている現状であります。4月7日には7都府県を対象に緊急事態宣言が発出され、4月16日には全国に緊急事態宣言が発出をされ、京都府は特定警戒都道府県に指定されております。町内小中学校の5月6日までの休業延長、町内施設の使用制限など、さらなる外出自粛、イベント自粛など、3密の回避が求められました。4月29日の感染者数、1万4,126人、死者435人となっておりますが、地域経済のパニックがさらに助長され、住民の生活不安や商店経営を著しく圧迫することになります。地域経済の再生支援策の構築を何よりも優先する必要があります。国への施策要望を、府との連携を密にして、町民や町内事業者、店舗に対する補助制度の強化を求めする必要があります。また、緊急事態宣言の期間延長が5月末を軸にささやかれております。新型コロナウイルス感染拡大の収束、出口の見えない状況が現実であります。全国知事会による国民が希望の持てる出口戦略をしっかりと構築して、公表をするべきであると提言されております。国による追加の支援策も検討されている中、本町においても国や府の情報入手に努め、先行してできる対策をとっていただきたく、強く求めたいと思います。

同時に、経験したことのないこの難局を乗り切るために、議員報酬の一部を削減して、支援財源の補填に寄与するべきだと私は考えております。議員諸兄の賛同を強く願い、決議に対する私の所見表明といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありますか。

北尾君。

○9番（北尾 潤君） 発議第1号 新型コロナウイルス感染症への最大限の対策・取組強化を求める決議に賛成の立場から討論いたします。

世界的に蔓延する新型コロナウイルスは、我々の生命と経済の両方に大きな猛威を振るっ

ています。加えて、終わりが見えないことが、生命と経済の両方に大きな不安を与えています。この決議において、売上げが減少する町内事業者への対策を求めることはもちろんのこと、特に雇用では、解雇や雇い止め等により生活困窮者や就学困難な学生もあることなどから、今回の補正予算では十分な対応とは言えず、町の総力をあげ、強力な第2弾の支援策が必要であるというところは、大きく支持するものです。

現在、町民全体の努力により本町から感染者は出ていませんが、今後例え感染者また死亡者が出た場合でも、感染経路特定などにおいて、決して許されない差別意識を生むことなく、町民、行政、議会が一丸となりこの新型コロナウイルスに立ち向かうことを切願し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、発議1号に対して反対の立場で討論したいと思います。反対をする理由は、次のとおりでございます。

この文中の内容、指摘されてることを箇条書きにしますと、町部局に対しては次の4点のようです。感染拡大防止に努めることを求めるとあります。これは今さら言うまでもなく当然そうすべきことだと、そう思います。2つ目の町民事業者に寄り添った対策を求める。これも今さら言うことでなしに、当然日常から考えるべきことだというように思います。それから今回の補正では十分でない、強力な第2弾の支援策を求めるとありますが、十分でないということがわかったれば、やはり具体的な対策を明示し、提案すべきであると思います。それから、今回の補正予算で十分対応ができず緊急支援が必要なものは前例にとられることなくあらゆる対策を強く求めるとありますが、現在のように非常宣言をされてる時であり、これもまた当然であります。

そして、議員とか議会に対しての関係分が、次の2つがあるようです。まず、新型コロナウイルス感染症対策の取組の強化を図るということではありますが、これも現在これだけの猛威を振るってるわけですから、今さら決議をしないでも、議員として当然すべきことだところと思います。次に、町民の生活を守り経済の再生を図る、町の支援策には全面的に支援するとありますが、これも議員として当たり前のことで、こういうことをされてる町の行政に反対する議員というのは当然おらへんと思います。

それから3つ目に、町の財政の苦しい中、財源の捻出策として議員報酬云々ところありますが、先ほど質問では、私は提示してないとおっしゃってましたが、4月24日の時には、具体的に1カ月の報酬50%カット、170幾らかになりますと提案者から話がありました。

これは町財政の比率で考えますと、先ほども申し上げましたとおり、0.013%程度です。また本年度の議会費で見ても2%になるかならんか、こういうことです。私はパフォーマンスに映ると、ちょっと言葉が足らなんだかもわかりませんが、こういうカットをしても財政にそれほど影響しないようなことをされるなら、極端に言えば、これからの私らの任期中の期末手当、これから8月と年末と来年の8月、この3回の期末手当を辞退するというんですか、そんなことのほうがいいと思います。議員のパフォーマンスに映るとこう言ってますのは、見せかけのパフォーマンスと映り、議員としての人格を疑われるということを指摘したものです。

以上指摘して、私の反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

（発言する者あり）

○議長（梅原好範君） 何ですか。

○12番（山田 均君） 提案されている決議案に対して反対賛成を論じるよりも、質疑で指摘しましたけども、3月議会の決議した内容で議会としても取り組むべきやと、まずそれを実行することが決議した議会の責任だところと思います。議会として取組ができていないのに、同じ課題で議決することは議会の権威が問われる。まず決議に基づき実行すること、このことを申し上げて、私たちは採決に加わらず退席をいたします。

○議長（梅原好範君） 議会規則に基づき、許可しません。

（岩田議員 坂本議員 東議員 山田議員 退席）

○議長（梅原好範君） 発議第1号 新型コロナウイルス感染症への最大限の対策・取組強化を求める決議を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

（岩田議員 坂本議員 東議員 山田議員 着席）

○議長（梅原好範君） 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付託された事件は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和2年第2回京丹波町議会臨時会はこれをもって終了いた

します。

なお、このあと、大変ご苦勞さまですが、13時10分から全員協議会をこの場で開催いたしますので、議員の皆さんはよろしくお願ひします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

午後0時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原 好範

〃 署名議員 鈴木 利明

〃 署名議員 西山 芳明